

令和9年度 保育所等入所のしおり

令和9年4月～令和10年2月

本冊子において、「保育所等」とは府中市内の認可保育所及び地域型保育事業のことを指します。

令和9年度4月申込み（1次募集）

オンライン受付	受付期間：令和8年10月1日(木)～11月12日(木)23時59分
郵送受付	受付期間：令和8年10月1日(木)～10月30日(金)必着 【送付先】 〒183-8703 府中市宮西町2丁目24番地 府中市役所 保育支援課 入所認定係 行
窓口受付	受付期間：令和8年11月1日(日)～12日(木) 平日受付：令和8年11月2日(月)・4日(水)～6日(金)・9日(月)～12日(木) 午前9時00分～午前11時30分／午後1時30分～午後5時00分 休日受付：令和8年11月1日(日)・7日(土) 午前9時00分～午前11時30分 受付場所：市役所府中駅北第2庁舎3階会議室 ※受付場所はおもやではないため、ご注意ください。 ※申込等の相談は10月中に市役所おもや3階の保育支援課にお越しください。

注意

※詳細は5～7ページに記載されている内容をご確認ください。

申込みスケジュール

入所希望月		受付締切	結果発送日
4月	1次	令和8年11月12日 ※郵送のみ令和8年10月30日必着となります。	令和9年2月3日
	2次	令和9年1月14日～ 令和9年2月9日	令和9年3月3日
5月		令和9年4月9日	入所希望月 前月20日頃
6月		令和9年5月10日	
7月		令和9年6月10日	
8月		令和9年7月9日	
9月		令和9年8月10日	
10月		令和9年9月10日	
11月		令和9年10月8日	
12月		令和9年11月10日	
1月		令和9年12月10日	
2月		令和10年1月7日	

本冊子の中には、次の書類が入っています。

- 子どものための教育・保育給付に係る認定申請書兼保育所等利用調整申込書
 - 児童票(2枚)
 - 申込書・児童票の記入の仕方
 - 就労証明書(2枚)
 - 就労証明書 記載要領
 - 保育受託証明書
 - 令和9年度保育所等申込みチェックシート
 - 提出書類確認票
- その他の書類は、市役所保育支援課窓口、各認可保育所等、府中市ホームページから取得してください。



※詳細は7～10ページをご確認ください。

府中市子ども家庭部保育支援課 入所認定係

電話 042(335)4172

URL <https://www.city.fuchu.tokyo.jp>



目次

I 保育所等の申込みの前に

- 1 府中市の保育施設の種類 P 2
- 2 保育の必要性の認定 P 3
- 3 申込みができる方 P 4
- 4 希望保育所を決めるに当たって
- 5 令和9年度の主な変更点 P 5

II 保育所等の申込み方法

- オンライン・郵送受付について P 5
- 1 令和9年度4月申込み(1次募集)から
入所までの流れ P 7
- 2 令和9年度4月申込み(2次募集)から
入所までの流れ P 8
- 3 令和8年度申込みと令和9年度4月申込みを
同時に行える期間 P 9
- 4 出産予定児童の4月入所申込み
- 5 令和9年度5月以降の申込み(年度途中)から
入所までの流れ
- 6 利用調整で利用不可(保留)となった場合 P 10
- 7 保育所等利用調整申込みに
必要な書類について P 11
- 8 申込みに当たっての注意事項 P 13
- 9 申込み後の手続等について P 15
- 10 支援を要する児童の申込み P 16
- 11 兄弟姉妹での同時申込み P 17
- 12 年齢制限のある保育所等について P 19
- 13 府中市外在住で、
府中市の保育所等をご希望の方 P 20
- 14 府中市在住で、
府中市外の保育所等をご希望の方 P 21

III 保育所等の利用調整基準等について

- 利用調整を行う基準表 P 22

IV 保育所等に入所している方へ

- 1 入所直後の手続 P 27
- 2 入所中の手続等について

V 利用者負担額・副食費について

- 1 利用者負担額(保育料) P 30
- 2 副食費
- 3 保育時間を超えて利用する際の延長保育料について
- 4 副食費の決定における
市民税所得割額の確認方法 P 31

VI 認可外保育施設等について

- 1 東京都認証保育所(利用者補助対象施設) .. P 33
- 2 認可外保育施設
(認証保育所・企業主導型保育事業を除く)
- 3 認可外保育施設等に関する
幼児教育・保育の無償化 P 34
- 4 認可外保育施設等利用者保育料助成金 ... P 35
- 5 企業主導型保育事業 P 36
- 6 一時預かり事業・定期利用保育事業 P 37

VII 市立保育所の再編について

- 1 市立保育所の再編(令和8年10月現在) .. P 38
- 2 市立保育所の申込みに当たっての注意事項 P 40

VIII 保育所等施設情報

- 1 認可保育所 P 43
- 2 地域型保育事業 P 47

IX よくあるご質問(Q&A)

- 1 申込みについて P 49
- 2 育休中の申込みについて P 51
- 3 入所後について P 52

I 保育所等の申込みの前に

1 府中市の保育施設の種類

施設区分			対象年齢	開所時間	延長保育時間	保育の必要性の認定	申込み先	保育料	
認可保育所等	認可保育所 国の基準により設置・運営される保育施設		公立	0～5歳 年齢制限のある保育所等あり (⇒19分)	7～18時	施設による (⇒43分～)	必要	府中市	無償 (⇒30分)
			私立						
	地域型保育事業	家庭的保育事業 家庭的な雰囲気の下、少人数(5人以下)で、きめ細かな保育を行う。 市内施設:保育ルームひよっこはちまん		0～2歳	8時半～16時半	8～8時半、16時半～18時			
		小規模保育事業 家庭的保育に近い雰囲気の下、少人数(定員6～19人)で、きめ細かな保育を行う。 市内施設:保育ルームひよっこわかまつ		0～2歳	8時半～16時半	8～8時半、16時半～18時			
事業所内保育事業 会社の事業所の保育施設等で、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する。 市内施設:ねぎし保育園		0～2歳	7～18時	18～19時					
認可外保育施設等	認証保育所 都内の保育ニーズに対応するため、大都市の特性に着目した都独自の基準により設置・運営される保育施設		A型 月120時間以上の利用が必要な5歳までの子どもを預かる施設	0～5歳	施設による	施設による	不要 (利用のための認定は不要だが、幼児教育・保育の無償化の対象となるためには必要⇒34分)	各施設	施設による
			B型 市町村が必要と認める2歳までの子どもを預かる施設	0～2歳					
	ベビーホテル 認可外保育施設のうち、次のいずれか1つ以上に該当する施設 ・ 午後8時以降の保育を行っているもの ・ 子どもの宿泊を伴う保育を行っているもの ・ 一時預かり(利用児童のうち一時預かりの児童が半数以上を占めているもの)を行っているもの		0歳～施設による						
	事業所内保育施設 事業所等において、その従業員の子どもを預かりを行う認可外保育施設		0歳～施設による						
	院内保育施設 病院・診療所において、その職員の子どもの預かりを行う認可外保育施設		0歳～施設による						
	その他の認可外保育施設 ベビーホテルにも、事業所内・院内保育施設にも該当しない施設		0歳～施設による						
	居宅訪問型保育事業 利用者の自宅等で乳幼児を保育する事業(ベビーシッター業)		0歳～施設による						
	企業主導型保育事業 多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、仕事と子育てとの両立に資することを目的として内閣府が推進している保育事業。企業の従業員の子ども他、地域の子どもを受け入れることもできる。		0歳～施設による						

2 保育の必要性の認定

保育所等を利用するためには、「保育の必要性」(子どものための教育・保育給付に係る支給認定の認定)を受ける必要があります。認定申請の手続は、原則、保育所等の利用手続と同時に行います。

(1)認定区分

認定区分	対象
1号認定	満3歳以上で、教育(幼稚園等)を希望する児童
2号認定	満3歳以上で「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を必要とする児童
3号認定	満3歳未満で「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を必要とする児童

(2)保育の必要な事由と認定期間

認定を受けるためには、次の「保育の必要な事由」のいずれかに該当する必要があります。

保育の必要な事由	認定の有効期間	必要書類
就労(月48時間以上)	就労している期間	就労証明書
妊娠・出産	出産(予定)月及びその前後2か月	母子健康手帳の写し
保護者の疾病・障害	各事由が生じている期間	障害者手帳の写し又は医師の診断書
同居又は長期入院している親族の介護・看護		介(看)護状況届出書及び介護に係る関係書類
災害復旧		罹災証明書及び復旧活動内容のスケジュール
求職活動	認定の日から90日間を経過する日が属する月の末日まで	求職活動誓約書
就学	在学している期間	在学証明書
虐待やDVのおそれがある場合	保育を必要とする期間	保育支援課に要相談
下の児童の育児休業中に既に保育所等を利用している児童がおり、継続利用の必要がある場合	育児休業取得期間 一部例外あり(28頁参照)	就労証明書又は育児休業の期間が分かる会社発行の書類
その他、府中市が認める場合	保育を必要とする期間	保育支援課に要相談

- 「保育の必要性」が認定されると、子どものための教育・保育給付に係る支給認定証(以下「認定証」といいます。)が交付されます。
- 認定証に記載のある有効期間が終了した場合、入所中の方は退所、申込み中の方は利用調整の対象外となります。有効期間の終期以降も保育所等の利用、利用調整の対象となることを希望される場合は、**有効期間の終了する月の10日(土日祝日の場合は直前の平日)までに**改めて必要な書類を提出してください。ただし、出産要件で保育所等に入所した場合、有効期間の終了後に利用期間を延長することはできません。
- 3号認定の有効期間は最長で3歳の誕生日の前々日までです。保育所等へ入所中又は申込み中の方の3号から2号への切り替えは、府中市が行うため、申請は不要です。

(3)保育の必要量

府中市にて「2号認定」又は「3号認定」を受けた場合は、保育の必要量に応じて「保育標準時間」又は「保育短時間」のいずれかに区分されます。なお、「保育ルームひよこっこはちまん」又は「保育ルームひよこっこわかまつ」を利用する場合は、「保育短時間」認定となります。

いずれの認定の場合も、家庭ごとに保育の必要な時間に合わせた保育時間を保育所等が決定していくことになりますので、必ず最長時間でのお預かりとなるものではありません。

区分	保育時間
保育標準時間	午前7時～午後6時(1日最長11時間)
保育短時間	午前8時30分～午後4時30分(1日最長8時間)

※「保育の必要な事由」と希望によって保育必要量を区分します。「保育の必要な事由」の状況により「保育標準時間」を希望していても「保育短時間」認定となる場合があります。

※「保育の必要な事由」が「就労」の場合、実働時間が週30時間未満かつ1日の就労時間に通勤時間を加えた時間が「保育短時間」の時間内となる方は、「保育短時間」認定となります。

※市外の保育所等はこの限りではありません。詳しくは、入所希望施設所在地の自治体へお問合せください。

3 申込みができる方

原則、府中市の住民基本台帳に登録されており、生後8週経過後(府中保育園とまなびの森保育園西府は1歳児クラスから)の心身ともに健康で集団保育が可能な児童で、保育を必要とする認定(2号又は3号認定)を受けている(予定を含む。)児童
※集団保育を経験させたいといった理由のみでは該当しません。

クラス年齢

クラス年齢は、令和9年4月1日現在の満年齢となります。令和9年5月以降の利用調整でもクラス年齢は変わりません。

クラス年齢	生 年 月 日
0歳	令和 8(2026)年4月2日 以降
1歳	令和 7(2025)年4月2日 ~ 令和 8(2026)年4月1日
2歳	令和 6(2024)年4月2日 ~ 令和 7(2025)年4月1日
3歳	令和 5(2023)年4月2日 ~ 令和 6(2024)年4月1日
4歳	令和 4(2022)年4月2日 ~ 令和 5(2023)年4月1日
5歳	令和 3(2021)年4月2日 ~ 令和 4(2022)年4月1日

4 希望保育所を決めるに当たって

府中市内で入所を希望できる保育所等は最大10か所です。希望順位は利用調整の優先順位に影響しません(希望順位の高い方を優先する利用調整方法ではありません。)。利用調整の結果、利用可能(内定)となった保育所等が複数ある場合には、希望順位の最も高い保育所等に決定しますので、受入予定人数等に関係なく、通いたい順番で希望順位を決めてください。

なお、年齢によって申込みに制限のある保育所等がありますのでご注意ください。詳しくは、「年齢制限のある保育所等について」(19頁参照)をご覧ください。

よい保育施設の選び方十か条

厚生労働省がホームページで公開している、保育施設を選ぶ上での指針です。参考にご覧ください。
(「よい保育施設の選び方」で検索)

URL <https://www.mhlw.go.jp/www1/topics/hoiku/tp1212-118.html>



施設の事前見学

保育所等の申込みの際には、希望保育所等の事前見学をおすすめしています。自宅からの距離や送迎時間、保育の様子や特色、利用可能なサービス等を参考に、見学や園庭開放に参加するなどして、児童に合った保育所等をお選びください。見学については、直接保育所等にお問合せください。

保育コンシェルジュへの相談

保育コンシェルジュとは、各家庭の相談をお受けし、認可保育所、認可外保育施設、幼稚園等、様々な幼児教育・保育サービスの情報提供を行う専門の職員です。保育支援課に2名在籍しています。お気軽にご相談ください。

なお、保育所等の申込みの方法、利用調整を行う基準等は保育支援課入所認定係にお問合せください。

相談日時	平日の午前9時～正午まで 及び午後1時～午後4時まで
場所	市役所おもや3階保育支援課

●火曜日と木曜日のみ LINE での予約が可能です。詳細は次のURL、又は二次元コードからホームページをご確認ください。電話での予約はできません。

URL <https://www.city.fuchu.tokyo.jp/kosodate/shussan/sodan/soudanuketsukeiyoyaku.html>

●予約がなくても、相談は可能です。
ただし、他の方の対応中や、不在の場合はお待ちいただく場合があります。
なお、正午から午後1時まででは受付ができません。



5 令和9年度の主な変更点

令和9年度以降の申込みから、主に次の点が変更になります。

不動産売買(賃貸)契約書の押印が省略可能となります。

・府中市へ転入予定がある方が入所申込みをする際に提出する不動産売買(賃貸)契約書について、契約者双方の押印は省略可能となりました。なお、契約者双方の署名(電子署名でも可)又は記名は必要となります。(20頁参照)

不動産売買契約書について、土地の契約書で受付可能となります。

・府中市へ転入予定がある方が入所申込みをする際に提出する不動産売買契約書について、土地の契約書でも受付が可能となりました。(20頁参照)

求職活動要件の取り扱いが一部変更となります。

・求職活動要件で入所された方又は入所中の方で退職等により求職活動要件となった方の就労開始時期について、認定の有効期間内に就労を始めることで継続して利用が可能となりました。就労開始後は、速やかに就労証明書を提出してください。(27頁参照)

Ⅱ 保育所等の申込み方法

オンライン・郵送受付について

- 本冊子の11～14頁を確認し、申込書類をご用意ください。
- 1次募集の受付期間については、本冊子の表紙をご確認ください。
- 2次募集以降の受付期間については、本冊子の8～10頁をご確認ください。
- 全ての書類をそろえてから受付締切日までに申し込んでください。
- 申込み前にご不明点があれば保育支援課までお気軽にお問合せください。

次のいずれかに該当する場合は、オンライン・郵送での受付はできません。

- すくすく保育(障害児等保育)、医療的ケア児の申込み
- 府中市に転入予定がなく、市外から、府中市内の保育所等を申し込む場合(20頁参照)
※住民登録のある自治体窓口に申込みが必要です。
- 市外の保育所等を申し込む場合(21頁参照)

申込み時の注意点

- (1) 申込書・児童票・チェックシート以外の保育要件確認のための書類(就労証明書・診断書等)についても、必ず保護者の方が、記入漏れや内容に誤りがないかを確認してください。漏れや誤りがある場合、利用調整において不利な取扱いとなることがあります。
- (2) 提出された書類は一切お返しできません。提出書類はあらかじめ写しを取り、内容をよく確認してから提出してください。
※育児休業中で申込みをされる方は、育児休業延長や育児休業給付金の支給対象期間延長の手続時に申込書類の写しが必要となる可能性がございますので、必ず写しをお取りください。
- (3) 書類の到着状況について、電話での回答はできません。
- (4) 提出書類は、届いた順に確認し、不足・不備がある場合は、電話又は利用調整申込書受理票のいずれかの方法でご案内します。なお、ご案内には、時間がかかる場合がありますので、日数に余裕をもってご申請いただくようお願いいたします。また、保育支援課(042-335-4172)からの電話には至急ご対応くださいますよう、お願いいたします。

オンライン受付

マイナポータルからオンラインで保育所等の入所申込みが可能です。

オンライン受付は、申込時の来庁が不要であるため、待ち時間なく申込みができます。また、市役所の開庁時間外も申込みが可能です。

次の URL、又は二次元コードからご確認ください。

URL: <https://www.city.fuchu.tokyo.jp/kosodate/shussan/hoikujo/online.html>



オンライン受付の手順

- (1) 令和9年度保育所等入所申込みをクリック
- (2) マイナポータルにアクセス
- (3) 申請者情報から入力する

※ 令和8年10月27日から、国のオンライン申請サービスの切替に伴い、申請画面の表示や操作方法の一部が変更となります。最新の申請方法は市ホームページをご確認ください。

※ オンライン受付の場合、利用調整申込書受理票は発行しません。送信時のデータを控えとしてダウンロードすることをおすすめします(仮に利用不可(保留)となり、育児休業延長や育児休業給付金の支給対象期間の延長を行う場合に必要となる可能性があります)。受付後に申込書類を閲覧および再印刷することはできませんので、ご注意ください。

※ オンライン受付の申込締切は、入所希望月の申込締切日の23時59分となります。

◆必ずご確認ください◆

※ 4月申込(1次募集)では、令和8年11月9日(月)以降のオンライン申込みは、不足書類等があった場合でも受け付けた書類で利用調整を行います。減点や却下となる可能性がありますので、ご承知おきください。

※ 4月申込(2次募集)では、令和9年2月4日(木)以降のオンライン申込みは、不足書類等があった場合でも受け付けた書類で利用調整を行います。減点や却下となる可能性がありますので、ご承知おきください。

※ 年度途中では、締切日の3日前(土日祝除く)以降のオンライン申込みは、不足書類等があった場合でも、受け付けた書類で利用調整を行います。減点や却下となる可能性がありますので、ご承知おきください。

郵送受付

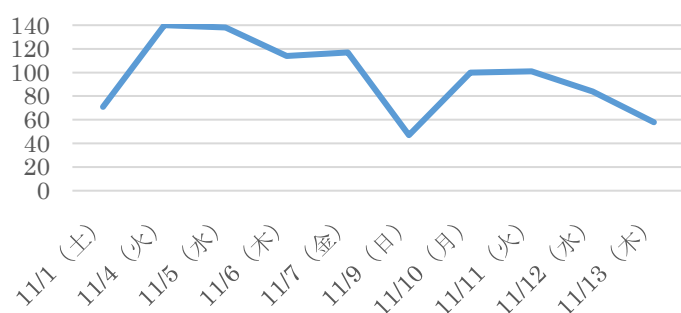
- (1) 郵送の際には、簡易書留等、郵送記録が残る郵送方法をご利用ください。
- (2) 郵送受付締切日必着です。郵便が市役所へ到着した日を申請日として取り扱います。
- (3) 書類到着後、4開庁日程度で、利用調整申込書受理票を送付します。書類の到着・不足等については、そちらをご確認ください。不足書類は、郵送受付期間中に必着であれば、郵送で提出が可能です。不足書類に合わせて、利用調整申込書受理票の写しを同封してください。
- (4) 郵送事故による不着や破損等についての責任は一切負いかねます。
- (5) 必ず次の送付先に郵送いただきますようご注意ください。

送付先

〒183-8703
府中市宮西町2丁目24番地
府中市役所 保育支援課 入所認定係 行
【認可保育所等 申込書類 在中】

【参考】令和8年度4月申込(1次募集)の窓口来庁者数

(人) 令和8年度4月申込(1次募集) 窓口来庁者数



※ 土日は午前中のみ受付となります。
※ 窓口受付は混雑が予想されます。混雑時は、1～2時間程度お待ちいただく場合があります。

オンライン受付及び郵送受付であれば待ち時間なく申込みができますので、ご活用ください。

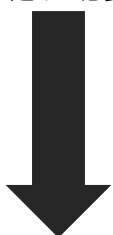
※ 11月の窓口受付は原則受付のみとなります。ご相談が必要な場合は、10月中旬にご相談ください。

1 令和9年度4月申込み(1次募集)から入所までの流れ

①申込(認定申請及び利用調整申込み)受付

オンライン受付期間	令和8年10月1日(木)～11月12日(木)23時59分
郵送受付期間	令和8年10月1日(木)～10月30日(金)必着
窓口受付期間	令和8年11月1日(日)～12日(木)
	平日受付 令和8年11月2日(月)・4日(水)～6日(金)・9日(月)～12日(木) 午前9時00分～午前11時30分まで／午後1時30分～午後5時00分まで
	休日受付 令和8年11月1日(日)・7日(土) 午前9時00分～午前11時30分まで
	※いずれの日も午前11時30分～午後1時30分までは受付を行いません。 ※不足書類提出期間も含めて受付期間は、令和8年11月12日(木)までです。 ※希望保育所等の変更・追加もこの期間に受け付けます。 ※受付開始から数日は大変混雑しますので、時間に余裕を持ってお越しください。また、書類確認時間を十分に確保するため、午後4時30分までの来庁にご協力ください。
受付場所	市役所府中駅北第2庁舎3階会議室(保育所等では受け付けません。)
受入予定人数 公表日	令和8年10月1日(木) 市役所おもや 3 階保育支援課、府中市内の各認可保育所等及び市ホームページ

※2歳児クラスまでの保育園(19号参照)の在籍児童における3歳児クラスへの転所申込み(継続転所)についても、同時期に申込みが必要です。詳しくは、10月頃に施設を通して配布する案内文をご確認ください。



申込みの取下げ及び希望保育所の削除等の手続について

申込み後に入所(転所)の必要がなくなった場合は、「利用調整申込取下届兼保育所等入所辞退届」を、希望保育所等を一部削除する方、兄弟姉妹入所申込み方法をより厳しい方に変更したい方、又は「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を☑に変更したい方は、「希望保育所等変更届」を、令和8年12月28日(月)までに保育支援課へ提出してください(それ以降は、速やかに保育支援課へご相談ください。)。
※兄弟姉妹入所申込み方法については、17～18号をご確認ください。

②認定及び利用調整

- 保育の必要性・保育の必要量等の認定を行います。
- 利用調整を行う基準等(22～25号参照)に基づき、利用調整します。



③認定証の交付及び利用調整結果の通知

- 認定証及び利用調整の結果通知(内定者には「施設利用内定通知書」、待機者には「施設利用保留通知書」)は、令和9年2月3日(水)に発送する予定です(発送から到着まで2営業日程度かかります。)
- 内定が出た場合、保育所等から電話又は手紙でご連絡いたします。保育所等からのご連絡に対して、折り返し等の対応がない場合、内定取消しとなる場合がございます。
- 認定却下となる方は、利用調整の対象外となります。なお、利用調整結果等については、電話での回答はできません。令和9年2月3日(水)以降に本人確認書類をご持参の上、保育支援課の窓口にお越しいただいた場合のみ、利用調整結果等についてお答えします。



④-1利用可能(内定) 面接・健康診断

- 利用調整により利用可能(内定)となった保育所等で、面接及び健康診断を受けていただきます。なお、その結果、入所不承諾となる場合があります。
- 3月中に面接及び健康診断を受けられない場合、入所が取消しになることがあります。

内定の辞退及び転所申込み

保育所等が利用可能(内定)となった後に辞退された方は、再度申込みをする際、翌年同月分まで利用調整において減点となります(ただし、「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」に☑がある場合、繰上げで利用可能(内定)となった場合を除く。)。なお、辞退した場合は、施設利用保留証明書を発行することはできません。

1次募集で保育所等が利用可能(内定)となった方で転所を希望する方は、2次募集から転所申込み(改めて申込みが必要)をすることが可能です。



⑤入所決定(令和9年3月中旬)

- 面接・健康診断後、保育所等との契約が済んだ方は、3月中旬に「施設利用承諾通知書」を郵送します。また、4月上旬に「利用者負担額決定通知書」をお渡しする予定です。



④-2利用不可(保留)

- 1次募集の利用調整で利用不可(保留)となった方は、2次募集も利用調整の対象となるため、改めて申し込む必要はありません。希望保育所等の変更・追加をする方又は就労状況等の申込内容に変更がある方は、2次募集の受付期間内に届け出てください。
- 結果通知書は、1次募集の結果通知発送以降、発送はありません。2次募集等で利用可能(内定)となった場合は、内定した保育所等からご連絡いたします。
- 令和9年4月入所の施設利用保留証明書の発行は、2次募集の選考結果発表以降となります(8号参照)。

2 令和9年度4月申込み(2次募集)から入所までの流れ

①申込(認定申請及び利用調整申込み)受付

オンライン受付期間	令和9年1月14日(木)～2月9日(火)23時59分
郵送受付期間	令和9年1月14日(木)～2月9日(火)必着
窓口受付期間	令和9年1月14日(木)～2月9日(火)(土日除く。) 午前8時30分～午後5時00分まで
	休日受付 令和9年2月7日(日) 午前9時00分～午前11時30分まで
	※不足書類提出期間も含めて受付期間は、令和9年2月9日(火)までです。 ※希望保育所等の変更・追加もこの期間に受け付けます。
受付場所	市役所おもや3階保育支援課 令和9年2月7日(日)は市役所はなれ1階 多目的室B101
受入予定人数 公表日	令和9年2月3日(水) 市役所おもや3階保育支援課、府中市内の各認可保育所等及び市ホームページ



申込みの取下げ及び希望保育所の削除等の手続について

申込み後に入所(転所)の必要がなくなった場合は、「利用調整申込取下届兼保育所等入所辞退届」を、希望保育所等の一部削除する方、兄弟姉妹入所申込み方法をより厳しい選考に変更したい方、又は「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を☑に変更したい方は、「希望保育所等変更届」を、令和9年2月17日(水)までに保育支援課へ提出してください(それ以降は、速やかに保育支援課へご相談ください。)

②認定及び利用調整

- 保育の必要性・保育の必要量等の認定を行います。
- 利用調整を行う基準等(22～25頁参照)に基づき、利用調整します。



③認定証の交付及び利用調整結果の通知

- 認定証及び利用調整の結果通知(内定者には「施設利用内定通知書」、待機者には「施設利用保留通知書」)は、令和9年3月3日(水)に発送する予定です(発送から到着まで2営業日程度かかります。)
- 内定が出た場合、保育所等から電話又は手紙でご連絡いたします。保育所等からのご連絡に対して、折り返し等の対応がない場合、内定取消しとなる場合がございます。
- 認定却下となる方は、利用調整の対象外となります。なお、利用調整結果等については、電話での回答はできません。令和9年3月3日(水)以降に本人確認書類をご持参の上、保育支援課の窓口にお越しいただいた場合のみ、利用調整結果等についてお答えします。
- 1次募集から申込みをしている場合は、利用可能(内定)となった方にのみ保育所等からご連絡いたします。



④-1利用可能(内定) 面接・健康診断

- 利用調整により利用可能(内定)となった保育所等で、面接及び健康診断を受けていただきます。なお、その結果、入所不承諾となる場合があります。
- 3月中に面接及び健康診断を受けられない場合、入所が取消しになることがあります。

内定の辞退

保育所等が利用可能(内定)となった後に辞退された方は、再度申込みをする際、翌年同月分まで利用調整において減点となります(ただし、「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」に☑がある場合、繰上げで利用可能(内定)となった場合を除く。)。なお、辞退した場合は、施設利用保留証明書を発行することはできません。



⑤-1入所決定(令和9年3月中旬)

- 面接・健康診断後、保育所等との契約が済んだ方は、3月中旬に「施設利用承諾通知書」を郵送します。また、4月上旬に「利用者負担額決定通知書」をお渡しの予定です。

④-2利用不可(保留)

- 令和9年4月入所においては、令和9年3月9日(火)までに、辞退者や退所者が出て欠員が生じた場合、3月10日(水)頃に、2次募集の利用調整後の待機者を順に繰上げます。繰上げを希望しない方は、**3月9日(火)までに申込みの取下げの手続をしてください。**なお、取下げた場合、施設利用保留証明書は発行できなくなります。
- 結果通知書は、2次募集の結果通知の発送以降、発送はありません。あっせん等で利用可能(内定)となった場合は、保育支援課からご連絡いたします。
- 令和9年4月入所の施設利用保留証明書は、**令和9年3月15日(月)頃から発行可能です。**



⑤-2入所あっせん

- 4月2次募集の利用調整の結果、各保育所等の空きのあるクラスについて、待機している児童を対象に入所あっせんを行います。希望される方は、受付期間内に「保育所等入所あっせん希望届」を提出してください。期間内に届出のあった児童を指数順にあっせんします。なお、あっせんは4月入所のみ対象となります。

受付期間	令和9年3月3日(水)～9日(火)(土日除く。) 午前8時30分～午後5時00分まで
受付場所	市役所おもや3階保育支援課
受入予定人数 公表日	令和9年3月3日(水) 市役所おもや3階保育支援課及び市ホームページ
結果通知日	令和9年3月10日(水) ※保育支援課からお電話します。

3 令和8年度申込みと令和9年度4月申込みを同時に行える期間

受付期間	利用希望開始月		申込期間
	令和9年度	令和8年度	
	4月申込み (1次募集)	12月 1月	令和8年11月 1日(日)～11月10日(火) 令和8年11月11日(水)～11月12日(木)
受付場所	4月申込み(1次募集)は7号をご確認ください。		

令和9年度4月1次募集の受付期間に、令和8年度申込みを同時に行える期間があります。

令和9年度4月の申込書類は11～14号をご確認ください。令和8年度の申込書類について、「保育要件確認のための書類」、「税資料(該当する世帯のみ)」及び「その他(該当する世帯のみ)」は、**令和9年度分**の写しを提出することができます(令和9年度の申込みに令和8年度様式の書類は添付できません。)

同じ日に申込みを行う場合、令和9年度4月申込みと令和8年度申込みのどちらかで、必ず原本をご提出ください。別の日に申込みを行う場合は、先に行う申込みで原本をご提出ください。

4 出産予定児童の4月入所申込み

0歳児クラスの4月入所申込みに限り、**令和9年2月3日(水)までに出産予定であることが確認できる児童**の申込みを受け付けます。出産後速やかに、出生届のご提出に合わせて、保育支援課まで出生後の児童票を提出してください(入所申込みで申込書類受理時にお渡しする利用調整申込書受理票も一緒にご持参ください。)。なお、出生後の児童票はオンラインフォームでのご提出も可能です。書類の提出がない場合、受付完了とならないため、認定証及び結果通知書の発送ができません。

令和9年2月3日(水)までにご出産されなかった場合、4月入所の対象外となり、改めて生後8週経過後の翌月1日からの利用調整の対象となります。

正産期出産でない児童で保育所等が利用可能(内定)となった場合は、健康上の理由から利用開始が遅れることがあります。

(1)出生前の申込書類

書類名	備考
①認定申請書兼保育所等利用調整申込書	児童氏名は、名字の後に「出産予定」とご記入ください。
②児童票	児童氏名は、名字の後に「出産予定」とご記入ください。 生年月日は、出産予定日をご記入ください。 児童の保育の状況・健康状態は未記入となります。
③母子健康手帳の写し(保護者の氏名・住所欄及び分娩予定日が分かるページ)	府中市発行の母子健康手帳の場合、該当ページは1号及び4号です。
④保育要件確認のための書類、チェックシート、その他該当の書類	11～14号をご確認ください。

(2)出産後速やかにご提出いただく書類(目安:出産後1週間以内)

書類名	記入方法
児童票	全ての項目をご記入ください。 利用を希望する保育所等は、申請時と同一の保育所等をご記入ください。

※オンラインフォームでご提出される場合は、全ての項目が記入された児童票を写真又はスキャンしてデータ化したものをご提出ください。

次の URL、又は二次元コードからお手続きいただけます。

URL: <https://www.city.fuchu.tokyo.jp/kosodate/shussan/hoikujo/online.html>



5 令和9年度5月以降の申込み(年度途中)から入所までの流れ

各月スケジュール ※各月1日からの入所となります。

※窓口及び郵送での申請受付は平日のみとなります(オンラインの申込みは土日祝日も申請可能です。)

入所希望月	受付期間	入所希望月	受付期間
5月	令和9年2月10日(水)～4月9日(金)	10月	令和9年8月11日(水)～9月10日(金)
6月	令和9年4月10日(土)～5月10日(月)	11月	令和9年9月11日(土)～10月8日(金)
7月	令和9年5月11日(火)～6月10日(木)	12月	令和9年10月9日(土)～11月10日(水)
8月	令和9年6月11日(金)～7月9日(金)	1月	令和9年11月11日(木)～12月10日(金)
9月	令和9年7月10日(土)～8月10日(火)	2月	令和9年12月11日(土)～令和10年1月7日(金)

①申込(認定申請及び利用調整申込み)受付

オンライン受付期間	9号下部の受付期間内(各入所希望月の申込締切日の23時59分まで)
窓口・郵送受付期間	9号下部の受付期間のうち、年末年始を除く平日のみ 午前8時30分～午後5時00分まで
	※希望保育所等の変更・追加もこの期間に受け付けます。 ※例年3月入所の利用調整は行いません。育児休業の延長の手続等のために3月時点での利用調整結果が必要な場合は、2月入所の申込期限までに申し込む必要があります。
受付場所	市役所おもや3階保育支援課
受入予定人数 公表日	入所を希望する月の前月3日前後 市役所おもや3階保育支援課、府中市内の各認可保育所等及び市ホームページ



②認定及び利用調整

- 保育の必要性・保育の必要量等の認定を行います。
- 利用調整を行う基準等(22～25号参照)に基づき、利用調整します。



③認定証の交付及び利用調整結果の通知

- 認定証及び利用調整の結果通知(内定者には「施設利用内定通知書」、待機者には「施設利用保留通知書」)は、入所希望月の前月20日頃に発送する予定です(発送から到着まで2営業日程度かかります。)
- 内定が出た場合、保育所等から電話又は手紙でご連絡いたします。保育所等からのご連絡に対して、折り返し等の対応がない場合、内定取消しとなる場合がございます。
- 認定却下となる方は、利用調整の対象外となります。なお、利用調整結果等については、電話での回答はできません。前月20日(20日が土日祝日の場合は直後の平日)以降に本人確認書類をご持参の上、保育支援課の窓口にお越しいただいた場合のみ、利用調整結果等についてお答えします。



④-1利用可能(内定)の場合 面接・健康診断

- 利用調整により利用可能(内定)となった保育所等で、面接及び健康診断を受けていただきます。なお、その結果、入所不承諾となる場合があります。
- 入所月の前月中に面接及び健康診断を受けられない場合、入所が取消しになることがあります。

内定の辞退

保育所等が利用可能(内定)となった後に辞退された方は、再度申込みをする際、翌年同月分まで利用調整において減点となります(ただし、「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」に☑がある場合、繰上げで利用可能(内定)となった場合を除く。)。なお、辞退した場合は、施設利用保留証明書を発行することはできません。



⑤入所決定

- 面接・健康診断後、保育所等との契約が済んだ方は「施設利用承諾通知書」と同時に「利用者負担額決定通知書」を郵送します。



④-2利用不可(保留)の場合

- 結果通知は、年度内の申込みの最初の月のみ送付し、それ以降発送はありません。翌月以降に利用可能(内定)となった場合は、内定した保育所等からご連絡いたします。
- 施設利用保留証明書の発行をご希望の場合、入所を希望する月の前月25日(25日が土日祝日の場合は直後の平日)以降発行可能です。
- 利用調整後に辞退者や退所者が出て欠員が生じた場合、利用調整後の待機者を順に繰上げます。

申込みの取下げ

申込み後に入所(転所)が必要なくなった場合は、各月の申込期限までに、「利用調整申込取下届兼保育所等入所辞退届」を保育支援課へ提出してください。取下げ等の手続がない場合は、翌月以降も入所を希望しているとみなし、利用調整を行います(チェックシート項目14に☑した場合、又は認定証の有効期間が終了している場合を除く。)

6 利用調整で利用不可(保留)となった場合

- 利用調整で利用不可(保留)となった方は、翌月以降も利用調整の対象となるため、改めて申込みをする必要はありません(チェックシート項目14に☑した場合を除く。)
- 利用調整の対象となるのは、認定の有効期間の終了する月までです(3号認定で満3歳の誕生日の前々日となっているものは除く。)。引き続き利用調整を希望する場合は、**有効期間が終了する月の10日(土日祝日の場合は直前の平日)までに**、「状況変更届」及び「保育要件確認のための書類」を提出してください。求職活動等で状況が変わらない場合は、「状況変更届」を提出してください。なお、有効期間が終了することのご連絡は行いません。利用調整の対象外となった後、再度利用調整を希望する場合は、改めて申込みが必要です。
- 認定証の有効期間の終了日が令和10年3月1日以降の場合は、令和10年2月入所までが利用調整の対象となります(例年3月入所の利用調整は行いません。)。令和10年4月以降も利用調整を希望する方は、改めて申込みが必要です。申込時期は、令和9年秋頃に「広報ふちゅう」等でお知らせする予定です。

7 保育所等利用調整申込みに必要な書類について

保育所等利用調整申込書類一式

全員必須	認定申請書兼保育所等利用調整申込書	世帯につき1枚
	児童票	申込児童 1 人につき1枚
	チェックシート	世帯につき1枚
	保育要件確認のための書類(表1)	父母それぞれ
	申込者の個人番号(マイナンバー)の確認できる書類(申請時に窓口で確認し、返却します。)=13号参照	
	税資料(表2)	父母それぞれ
該当する世帯	その他(表3)	保育受託証明書以外は、世帯につき1枚

(表1)～(表3)にある★の書類は本冊子に入っていません。市ホームページからダウンロードが可能です。また、保育支援課窓口及び各認可保育所等でも配布しています。

保育要件確認のための書類 (表1)

状況	必要書類		備考
就労 (予定)	自営 以外	●就労証明書(※1)	14号も合わせてご確認ください。 - 自営は、事業主が申込児童の保護者又は祖父母の場合のみとします。なお、法人の場合も同様です。 - 内職は、業者等から材料の提供を受け、主に自宅で行う作業とします。 - 自営業の確認資料は、添付がなくても申込みできますが、利用調整において不利な取扱いとなります。 ※1 申込締切日から6か月以上前の証明日の場合は使用できません。 ※2 個人事業の開業届、法人の登記事項証明書(法人役員の場合)、営業許可証、最新の確定申告書(第一表・第二表)の写し 上記以外の公的な書類も提出は可能ですが、利用調整において、減点となる可能性があります。
	自営	●就労証明書(※1) ●自営業の確認資料(事業主のもの)(※2)	
妊娠 ・出産	●母子健康手帳の写し(保護者の氏名・住所欄及び分娩予定日が分かるページ)		- 府中市発行の母子健康手帳の場合、該当ページは1号及び4号です。 - 出産要件での申込みでない場合も提出が必要です。 - 出産予定児童の申込みの場合は、9号に記載されている書類の提出が必要になります。
傷病 ・障害	●障害者手帳の写し又は医師の診断書(★)(府中市保育支援課様式)(※3)		- 身体障害者手帳は、等級の他に障害名が分かる部分の写しを提出してください。 - 指定様式以外の診断書の場合は、利用調整において不利な取扱いとなることがあります。 - 入所希望月から1年以内に28日以上入院歴がある場合又は入院予定がある場合は、入院期間の分かる書類を提出してください。 ※3 診断書は、申込締切日から1年以上前の証明日の場合は使用できません。
介護 ・看護	●介(看)護状況届出書(★) ●被介護者に関する書類(※4)又は医師の診断書(★)(府中市保育支援課様式)(※3)		指定様式以外の診断書の場合は、利用調整において不利な取扱いとなることがあります。 ※4 介護保険被保険者証、ケアプランの要介護度が分かる部分の写し又は障害者手帳の写し(身体障害者手帳は、等級の他に障害名が分かる部分の写しを提出してください。)
就学 (予定)	●在学証明書(★)(府中市保育支援課様式)(※5)又は学校発行の在学証明書と時間割		※5 申込締切日から6か月以上前の証明日の場合は使用できません。
災害 復旧	●被災証明書 ●復旧活動内容のスケジュールが分かるもの		災害復旧は、仕事・ボランティアは除きます。
求職 活動	●求職活動誓約書(★) ●公共職業安定所の登録証又は受付票の写し		公共職業安定所の登録証又は受付票の写しは添付がなくても申込みできますが、利用調整において不利な取扱いとなります。

税資料（表2）

税資料は、父母それぞれについて必要です。また、父母が非課税の場合で、祖父又は祖母が同一世帯内にいる場合は、祖父又は祖母の税資料も必要です。なお、期限までに市民税情報が確認できない場合は、申請を却下し、認定証の有効期間終了前であっても、利用調整の対象外となります。次の必要書類が期限までに間に合わない場合は、「**年間収入申告書(★)**」を提出してください。

<4月～8月入所申込みをする方>

令和8年1月1日の 保護者の住民登録地	必要書類	
府中市内	市民税 申告済	税資料は不要です。当初申告から変更があった場合は、申告後、 令和8(2026)年度 市民税・都民税申告書受付書 の写しを提出してください。
	市民税 未申告	早急に、市民税課にて市民税申告をしてください。申告後に、 令和8(2026)年度 市民税・都民税申告書受付書 の写しを提出してください。 ※育児休業中の方は、市民税が未申告の場合があるため、市民税課にご確認ください。
府中市外	「 令和8年度 住民税(非)課税証明書 」※所得額・控除額の内訳が記載されているもの 父母のいずれかが配偶者控除の適用を受けている場合は、配偶者は提出不要です。 ※配偶者特別控除の場合は、配偶者も提出が必要です。 ※課税証明書以外の書類(給与所得等に係る特別徴収税額決定通知書等)は受付できません。	
海外	「 年間収入申告書(★) 」及び 給与証明等の収入を証明する書類 (外国語の場合は和訳を添付)	

<9月～2月入所申込みをする方>

令和9年1月1日の 保護者の住民登録地	必要書類	
府中市内	市民税 申告済	税資料は不要です。当初申告から変更があった場合は、申告後、 令和9(2027)年度 市民税・都民税申告書受付書 の写しを提出してください。
	市民税 未申告	早急に、市民税課にて市民税申告をしてください。申告後に、 令和9(2027)年度 市民税・都民税申告書受付書 の写しを提出してください。 ※育児休業中の方は、市民税が未申告の場合があるため、市民税課にご確認ください。
府中市外	「 令和9年度 住民税(非)課税証明書 」※所得額・控除額の内訳が記載されているもの 父母のいずれかが配偶者控除の適用を受けている場合は、配偶者は提出不要です。 ※配偶者特別控除の場合は、配偶者も提出が必要です。 ※課税証明書以外の書類(給与所得等に係る特別徴収税額決定通知書等)は受付できません。	
海外	「 年間収入申告書(★) 」及び 給与証明等の収入を証明する書類 (外国語の場合は和訳を添付)	

その他（表3）

保護者の状況	必要書類	備考
ひとり親世帯	●ひとり親家庭状況申告書(★) ●ひとり親を証明する書類	・ 必要書類の詳細は、「ひとり親家庭状況申告書」の裏面をご覧ください。(ただし、児童の血縁上の親等と同世帯で同居している場合はひとり親として扱いません。) ※ 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)は申込締切日から6か月以上前の証明日の場合は使用できません。
離婚を前提に別居中 (住民票が別)で離婚調停中の方	●ひとり親家庭状況申告書(★) ●離婚調停(裁判)を証明する書類(※6)	・ 夫婦関係調整事件に限りです。 ・ 弁護士が証明した書類は一切受付できません。 ※6 期日通知書、事件係属通知書等
認可外保育施設等を利用している方	①か②のいずれか ①保育受託証明書 ②保育委託契約書の写しと最大6か月分の保育料の領収書の写し(請求書は不可)	・ 月額3万円以上又は月12日以上利用している方に限ります。 ・ 認可外保育施設等とは、認可外保育施設、一時預かり施設等(個人が行う保育については、国、都道府県又は市区町村へ届出を行っているものに限る。)を指します。 ・ 月額3万円未満で月12日以上利用の方は、領収書の写しではなく、保育受託証明書を提出してください。 ※ ただし、父、又は母が育児休業を取得中の場合、加点の対象外となります。復職証明書が未提出の場合も同様に加点の対象外となりますので、育児休業から復職されましたら、復職証明書をご提出ください。
生活保護世帯	●生活保護受給証明書	・ 府中市で受給している場合は不要です。
保育士資格等を有する方	●保育士証の写し又は幼稚園教諭免許状の写し	・ 児童福祉法第7条に定める児童福祉施設、企業主導型保育事業、認証保育所、幼稚園等に就労(予定)の方に限ります。
府中市内に転入予定で申込みをする方(20ㄱ参照)	●転入に関する誓約書(★) ●転入することが確認できる書類	・ 必要書類の詳細は、20ㄱをご覧ください。

個人番号(マイナンバー)の確認について

保育所等申込み等について、申込者である保護者及び入所を希望する児童や入所中児童の個人番号(マイナンバー)の記入が必要となります。また、記入されたマイナンバーを確認するために、申請時には申請に来庁する保護者のマイナンバーの提示(Ⅰ)とマイナンバー法に基づく本人確認(Ⅱ)が必要です。

郵送受付の場合は、個人番号確認書類及び本人確認書類の写しを添付してください。

Ⅰ 個人番号確認書類 ①～③のいずれかをご準備ください。	① マイナンバーカード ② 個人番号通知カード ③ マイナンバーが記載されている住民票の写し(原本)	
Ⅱ 本人確認書類 (A)又は(B)のいずれかをご準備ください。	(A)顔写真付きの証明書1点 ● マイナンバーカード ● 運転免許証 ● 旅券(パスポート) ● 在留カード 等	(B)顔写真付きではない証明書 2 点 ● 資格確認書 ● 児童扶養手当証書 ● 年金手帳、基礎年金番号通知書 ● キャッシュカード 等

※通知カードは令和2年5月25日付けで廃止されましたが、氏名・住所等の記載事項に変更がない場合に限り、個人番号確認書類として使用できます。

※原則、申請書にはマイナンバーの記入が必要ですが、未記入であっても受け付けます。申請書にマイナンバーが未記入の場合や、個人番号確認書類を確認できなかった場合は、保育支援課でマイナンバーを確認した上で、法令で定める範囲内で使用することがあります。

8 申込みに当たっての注意事項

申込みに際して

- **令和9年度4月申込みを行う方で、令和8年度申込みを継続している方**
令和8年度途中の利用調整の結果、年度途中に入所できることがあります。年度途中の入所を希望しない場合は、申込みの取下げを行ってください。
- **転所希望の方**
保育所等が利用可能(内定)となった場合、現在通っている保育所等に通うことができるのは転所月の前月末日までとなります。施設の決定後に、入所中の保育所等と転所先の保育所等のどちらに通うかを選択することはできません。そのため、転所を必要としなくなった場合には、速やかに申込みの取下げを行ってください。

提出書類について

- **提出書類に鉛筆や消えるボールペンは、使用しないでください。**
鉛筆や消えるボールペンで記入された書類は、いずれも無効な申請・書類として取り扱います。
- **提出書類の年度・様式をご確認ください。**
年度が異なる場合や指定様式以外での提出があった場合は、認定却下・利用調整対象外及び利用調整において不利な取扱いとなることがあります。
- **保護者記入欄へ記入が必要です。**
保護者以外が記入する書類(就労証明書等)についても、書類下部に保護者記入欄があります。必要事項に記入及び印してください。
- **提出書類はあらかじめ写しを取り、内容をよく確認してから提出してください。**
一度受理した書類は一切お返しいたしません(写しによる返却等も含む。)
- **提出書類は認定、利用調整、保育所等での面接、入所後の保育所等の運営の資料として取扱いに十分注意し、保育支援課及び保育所等のみで使用させていただきます。**
- **利用調整は申込期限までに提出された書類によって審査します。**
申込期限後に提出された書類は、次回以降の利用調整から反映します。なお、認定に必要な書類(保育要件確認のための書類や税資料)が期限までに提出されない場合は、認定却下となり、利用調整も対象外となりますので、ご注意ください。
- **申込時に不足の書類については、各入所希望月の受付期間の最終日が提出期限となります。**
不足書類のある方には、受付時に利用調整申込書受理票に不足書類を記入してお渡しします。受付期間最終日までに必ず利用調整申込書受理票を一緒にお持ちいただき、保育支援課へ提出してください。利用調整申込書受理票がない場合は、書類を受理できないことがあります。期限後に提出された書類は、次回の利用調整から反映します。
- **申込みにいて、同年度の過去に提出した書類を省略できる場合があります。**
年度内の過去の申込みや現況届で、既に書類を提出している場合は、提出を省略できます。ただし、就労証明書・在学証明書や診断書は、有効期間内のものに限り(11頁参照)。また、提出された書類が前年度様式の場合、利用調整上不利な扱いとなる場合があります。
- **証明書の内容について、就労(就学)先・医療機関等に無断で作成し、又は改変を行ったときは、刑法上の罪に問われる場合があります。**
- **重複して申込みがあった場合は、新しい申込みは追加書類として取り扱います。**

出産予定がある場合

- 下の児童の出産予定がある方はご注意ください。

入所希望月及びその前後2か月の間に下の児童を出産する(予定を含む。)世帯は、次の3つの要件で申込みが可能です。チェックシート項目11のア～ウのいずれかに署名をしてください。

要件	母の状況	署名が必要な場所
出産	申込み児童の下の児童の出産のために、申込み児童の保育ができない。	チェックシート項目11・ア
就労	出産(予定)月の翌月から2か月の間に就労・復職する。	チェックシート項目11・イ
その他	就労以外の要件がある。	チェックシート項目11・ウ

- 出産要件で申込みをする場合の入所期間は最大 5 か月です。

出産要件で申込みをする場合の入所期間は、出産月及び出産月の前後2か月(最長5か月)となります。入所中に求職活動や就労を始めても、入所期間の延長はできません。また、出産要件で待機している場合、出産要件期間終了後は、自動的に申込みが取消しとなります。

就労で申込みの場合

- 契約上の就労時間以上の実績の記載がない方

就労証明書の就労実績欄について、契約上の就労時間以上の実績が確認できない場合は、利用調整において不利な扱いとなります。誤りがある場合は、各月の申込期限までに実績の記載された「就労証明書」を保育支援課へ改めて提出してください。

- 転職等(吸収・合併、出向、グループ会社への転勤を含む。)により3か月の継続した実績が証明できない場合
転職等により、直近3か月の継続した実績がない場合、かつ、前職の退職日の翌日から2か月以内に就労開始した場合は、前職分の「就労証明書」も合わせて提出してください(備考欄に退職日の記載が必要です。)。ただし、産育休取得後に復職せず退職した場合は提出できません。前職の実績等を確認できない場合は、現職の実績のみで利用調整を行います。

- 短時間勤務等の制度を利用する方はご注意ください。

育児時間や短時間勤務等の制度を利用する場合は、①契約上の就労日数から日数を減らさない、かつ②1日当たり2時間以内の実働時間の短縮、又は短縮後1週間当たり25時間以上の実働時間となる範囲内であれば、制度利用前の契約上の就労時間で利用調整を行います(チェックシート項目4に署名)。1日当たり2時間を超える実働時間の短縮、又は1週間当たり25時間未満となる実働時間の短縮や、就労日数を減らして就労する場合は、短縮後の拘束時間に1日につき、1時間を加えた時間で利用調整を行います(チェックシート項目4・ウに短縮後の就労時間及び就労日数をご記入のうえ、署名してください。)

育児休業中で申込みの場合

- 育児休業中の方は、入所月の翌月1日までの復職が必須です。入所月の翌月1日までに復職ができない場合は就労要件では申込みはできません。求職活動要件でお申込みください。

育児休業中に、就労要件で利用調整を希望する場合、入所月の翌月1日までに産育休取得前と同じ就労先へ同等以上の就労時間で復帰することが条件となります。期限までに復職しない場合や復職せずに退職した場合は、入所決定の取消し又は退所となります。なお、兄弟姉妹2人以上で申込みをし、入所できない児童がいる場合でも、期限までの復帰は必要です。なお、育児休業復帰後に同一児童の育児休業を再取得することはできません。また、取得する保護者が異なる場合でも、入所後に同一児童の育児休業を取得することはできません。

- 下の児童の産育休中に上の児童の申込みをする場合はご注意ください。

下の児童の産育休中に上の児童のみ申込み(転所を含む。)をする場合は、入所翌月1日以前又は産休明けに復職する場合を除き、保育の必要性の事由に該当しないため、申込みはできません。また、既に上の児童が待機中で下の児童の申込みをしない場合も、同様の取扱いとなります。

- 申込書等の書類は提出前に写しを取っておいてください。

育児休業延長や育児休業給付金の支給対象期間延長の手続時に、保育所等の入所申込書類や施設利用保留通知書等が必要となる場合がありますので、記載した内容をよく確認し、必ず写しを取っておいてください。

その他の要件で申込みの場合

- 傷病・障害・介護で申込みの方

手帳の交付や、要介護認定を受けていない方は、府中市保育支援課の指定様式で医師の診断書を取得し、提出してください。府中市保育支援課様式でない診断書を提出した場合は、指数は最大70までとなります。

- 求職活動中で申込みの方

入所後、認定の有効期間内に月48時間以上の就労を開始することが条件となります。期限までに就労を開始しない場合は退所となります。

9 申込み後の手続等について

申込内容を変更する場合

- **申込みを取下げの場合**
入所(転所)の必要がなくなった方は、各月の申込期限までに、「利用調整申込取下届兼保育所等入所辞退届」を保育支援課へ提出してください。
※取下げ等の手続のない場合は、入所又は転所を希望している児童として利用調整を行います。
※市外へ転出する場合は申込みを取下げてください。取下げ等の手続のない場合は、職権にて取下げ処理を行います。
- **希望保育所等を変更する場合**
希望保育所等を変更する方は、各月の申込期限までに、「希望保育所等変更届」を保育支援課へ提出してください。
- **利用可能(内定)となった保育所等を辞退する場合**
結果発表後に辞退された場合、本来より希望順位の高い保育所等に入所できたはずの児童が入所できなくなるなど、他の児童の利用調整結果に影響する場合があります。また、翌年同月分の利用調整まで減点となります(ただし、「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」に☑がある場合、繰上げで利用可能(内定)となった場合を除く。)。入所の意思がなくなった場合は、速やかに保育支援課へ「利用調整申込取下届兼保育所等入所辞退届」を提出してください(4月入所の申請で辞退があった場合、2次募集や繰上げ、あっせん等に反映するため、早急に手続をしてください。)。なお、辞退した場合は、施設利用保留証明書を発行することはできません。
※兄弟姉妹で同時申込みをして、兄弟姉妹ともに内定した場合、どちらか片方のみの辞退はできません。

申込み後に状況が変わった場合

申込み後に、次のように、状況に変更があった場合には、速やかに保育支援課へ書類を提出してください。なお、ここにある変更事項は、全てではありません。ご不明点があれば、保育支援課までお問合せください。

変更事項	必要書類
氏名・住所・電話番号が変わった。	●状況変更届
就労日数・時間が変わった。	●状況変更届 ●就労証明書
産前産後休業及び育児休業を取得していた勤務先に復職した。	●復職(復学)証明書
産前産後休業及び育児休業を取得していた勤務先に復職できなくなった。	●状況変更届 ●保育要件確認のための書類 ※退職した就労先の就労証明書は、認定及び利用調整に使用できません。 ※保育所等が利用可能(内定)となった後に判明した場合、入所が取消しになります。
育児休業を延長した。	●就労証明書(延長後の育休期間が記載されているもの)又は育休期間が分かる会社発行の書類
「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」の☑について変更する。	●希望保育所等変更届
退職・転職をした。	●状況変更届 ●保育要件確認のための書類 ※退職した就労先の就労証明書は認定及び利用調整に使用できません。 ※保育所等が利用可能(内定)となった後に、指数が変わるほど就労日数、就労時間等が減少した場合は、保育所等の入所が取消しになります。
求職活動・就労内定で申込み後に、就労を開始した。	●就労証明書
申込児童が認可外保育施設等に入所(園)した。	●保育受託証明書(12頁参照)
妊娠が判明した。	●母子健康手帳の写し(保護者の氏名・住所欄及び分娩予定日が分かるページ) ※入所希望月が出産月、又はその前後2か月に該当する場合は、チェックシート(項目11に署名したもの)もご提出ください。

保育所等の入所取消し

保育所等が利用可能(内定)となった後に、次のような状況になった場合には、入所が取消しになります。

- 入所日(産前産後休業又は育児休業を取得中の場合は、復職日)時点で申込み時から指数が変わるほどの変更がある場合(就労日数、就労時間の減少等)
- 産前産後休業又は育児休業を取得していた就労先に、入所月翌月1日までに復職しない場合、又は復職せずに退職する場合
- 提出書類の内容が事実と異なった場合
- 保育要件がなくなった場合
- 市外へ転出した場合

10 支援を要する児童の申込み

府中市には、心身に障害や発達の遅れ等がある児童を対象とした「すくすく保育」があります。すくすく保育は申込時期や方法が異なりますので、お問合せください。

※一般枠での申込みに当たって児童の健康状態や発達状況に気になることがある場合は、事前にご相談ください。一般枠で申込みをして保育所等が利用可能(内定)となっても、面接・健康診断の結果、入所不承諾となる場合があります。また、医師の見解書等の提出を依頼する場合があります。

また、一部の保育所等で、医療的ケア児(日常生活において医療的ケアが必要な児童)の受入れを実施しています。(令和9年度医療的ケア実施申込みの受付期間は、終了しています。)一般枠と申込時期や方法が異なりますので、お問合せください。申込みができる対象者やケアの内容に限りがありますので、ご不明点があれば事前にご相談ください。

1 1 兄弟姉妹での同時申込み

(1) 申込み方法

兄弟姉妹で同時に申込みする場合は、「認定申請書兼保育所等利用調整申込書」の「兄弟姉妹入所」の欄の「1 同時同所入所のみ」、「2 同時入所のみ(希望順位優先)」、「3 同時入所のみかつ同所優先」、「4 同所優先」、「5 希望順位優先」のいずれかを選択してください。「同時」というのは入所のタイミングをそろえるということ、「同所」というのは入所する保育所等をそろえることを指します。

1人のみの入所は希望しない	1 同時同所入所のみ	同じ月に同じ保育所等の入所のみを希望
	2 同時入所のみ(希望順位優先)	希望順位を優先 別の保育所等となっても同じ月の入所のみ希望
	3 同時入所のみかつ同所優先	同じ保育所等を優先するが、かなわない場合には、別の保育所等となっても同じ月の入所のみ希望
1人のみの入所も希望する	4 同所優先	同じ保育所等を優先するが、かなわない場合には、保育所等が別々でも、入所できる児童が1人のみの場合でも、その児童の入所を希望
	5 希望順位優先	希望順位を優先し、保育所等が別々でも、入所できる児童が1人のみの場合でも、その児童の入所を希望

(2) 兄弟姉妹入所方法の違い

<ケース1> 兄弟ともに仮内定した場合

	兄		弟	
希望順位	希望園	結果	希望園	結果
第1希望	A園	仮内定	A園	利用不可
第2希望	B園	利用不可	B園	仮内定
第3希望	C園	仮内定	C園	仮内定

1を選択した場合…兄はC園、弟はC園に内定
2を選択した場合…兄はA園、弟はB園に内定
3を選択した場合…兄はC園、弟はC園に内定
4を選択した場合…3と同じ
5を選択した場合…2と同じ

<ケース2> 兄弟のうち、片方が仮内定した場合

	兄		弟	
希望順位	希望園	結果	希望園	結果
第1希望	A園	仮内定	A園	利用不可
第2希望	B園	利用不可	B園	利用不可
第3希望	C園	仮内定	C園	利用不可

1を選択した場合…兄弟ともに利用不可
2を選択した場合…兄弟ともに利用不可
3を選択した場合…兄弟ともに利用不可
4を選択した場合…兄はA園に内定
5を選択した場合…兄はA園に内定

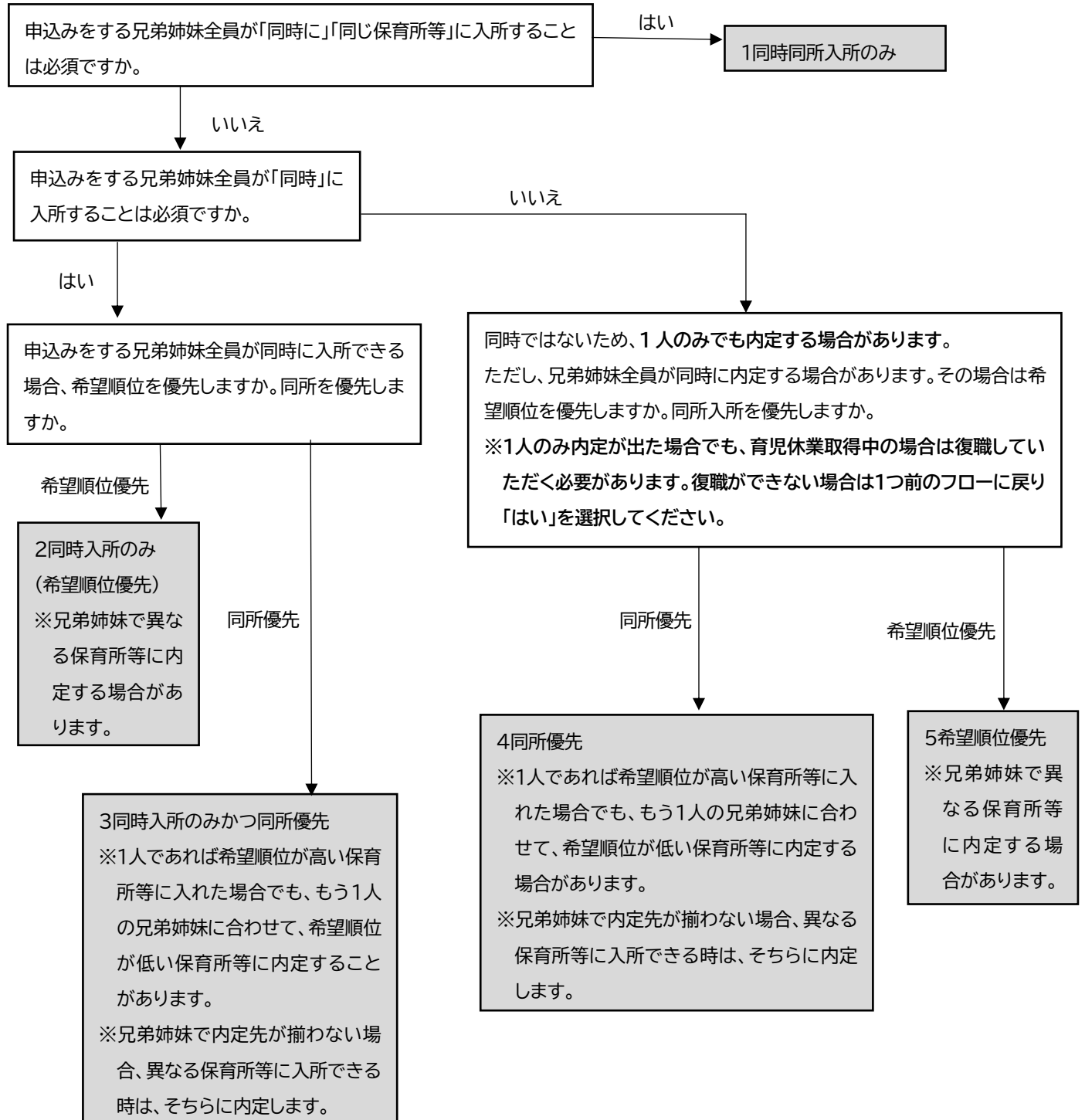
(3) 兄弟姉妹入所方法の注意点

1人のみの入所は希望しない。	1 同時同所入所のみ	・ 兄弟姉妹の希望園が同じ順番、同じ数の希望の場合のみ、選択できます。 ・ 既に認可保育所等に入所しており、転所申込みとなる児童がいる場合、現在入所中の保育所等は選択できないため、兄弟姉妹が共に現在入所中の保育所等を除いてご記入ください。
	2 同時入所のみ(希望順位優先)	・ 兄弟姉妹が別々の保育所等に入所する可能性があります。 ・ 新規申込みをする児童と転所申込みをする児童がいる場合、転所申込みの児童は、現在入所中の保育所等を選択できないため、入所中の保育所等に兄弟姉妹がそろえることはありせん。
	3 同時入所のみかつ同所優先	
1人のみの入所も希望する。	4 同所優先	・ 1人だけ保育所等が利用可能(内定)となることがあります。 ・ 1人でも入所が決定した場合、 <u>定められた期限までに保育要件が確認できない(育児休業から復帰しない場合等)と退所となります</u> (申込み方法が継続転所(年齢制限のある保育所等の2歳児クラスに在籍する児童の転所)の場合は除く(19頁参照)。)。 ・ 兄弟姉妹が共に預けることができれば育児休業から復帰できない等、保育要件の確認がとれない場合は「1 同時同所入所のみ」、「2 同時入所のみ(希望順位優先)」、「3 同時入所のみかつ同所優先」の中から入所方法を選んでください。
	5 希望順位優先	

※転所申込みについては、注意事項がありますので 29 頁もご確認ください。

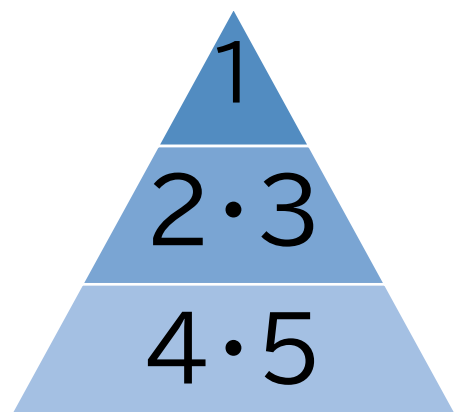
【フロー図】

あくまで1つの例となりますので、最も希望に近いものを確認の上、ご選択ください。



※兄弟姉妹入所の厳しい順

【イメージ図】



上の階層に行くほど厳しくなります。

- 1…同時同所入所のみ
- 2…同時入所のみ(希望順位優先)
- 3…同時入所のみかつ同所優先
- 4…同所優先
- 5…希望順位優先

※4月入所申込みにおける申込締切後の兄弟姉妹入所の変更は、イメージ図を参照していただき、申込み時に選択した番号より上の階層にある番号への変更であれば可能です。(7～8頁参照)同階層又は下の階層に変更することはできません。

12 年齢制限のある保育所等について

(1) 1歳児クラスから申込可能な保育所等

施設名	申込可能なクラス年齢					
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
府中保育園	—	○	○	○	○	○
まなびの森保育園西府	—	○	○	○	○	○

(2) 最終クラス修了後、行き先が決まっている保育所等

施設名	申込可能なクラス年齢		2歳児クラスへの連携施設
	0歳児	1歳児	
府中保育園分園	○	○	府中保育園

施設名	申込可能なクラス年齢			3歳児クラスへの連携施設
	0歳児	1歳児	2歳児	
ラフ・クルー分倍河原保育園分園	○	○	○	ラフ・クルー分倍河原保育園
保育ルームひよこっこはちまん	○	○	○	キッズルームっこ保育園
保育ルームひよこっこわかまつ	○	○	○	
ねぎし保育園	○	○	○	千春保育園

(3) 最終クラス修了後、再調整(継続転所)によって行き先を決定する保育所等

施設名	申込可能なクラス年齢			3歳児クラスへの連携施設
	0歳児	1歳児	2歳児	
山手保育園	○	○	○	継続転所先施設
府中めぐみ保育園	○	○	○	
山手保育園清水が丘分園	○	○	○	
光明府中南保育園	○	○	○	

上記4つの保育園の2歳児クラスに在籍する市内在住の児童について、新年度の一般申込者よりも優先して3歳児クラスから利用する保育所(園)を決定(継続転所)します。継続転所先施設は、在籍施設ごとに定められた施設(次表参照)の中から希望していただきます。継続転所を行うには、手続が必要です。申込書類は、10月頃に在籍施設を通して配布します。

《令和9年度の継続転所先》

在籍施設名	継続転所先施設名	受入人数	
山手保育園 現2歳児クラス在籍:16名	東保育所	2名	合計 16名
	押立保育園	4名	
	山手こひつじ保育園	10名	
府中めぐみ保育園 現2歳児クラス在籍:14名	中央保育所	2名	合計 14名
	高安寺保育園	2名	
	第2キッズランド府中保育園	2名	
	このめ保育園	2名	
	まなびの森保育園府中	2名	
	府中緑町・学びの保育園	4名	
山手保育園清水が丘分園 現2歳児クラス在籍:12名	日吉保育所	6名	合計 12名
	府中愛児園	4名	
	太陽の子清水が丘三丁目保育園	2名	
光明府中南保育園 現2歳児クラス在籍:29名	本町保育所	12名	合計 29名
	南分倍保育園	2名	
	高安寺保育園	5名	
	光明高倉保育園	6名	
	アスク府中本町保育園	2名	
	アスク府中片町保育園	2名	

- 継続転所先施設は、年度により変更となる可能性があります。この表は令和8年度に2歳児クラスを利用している児童の令和9年4月からの継続転所先(新3歳児クラス)を掲載しています。
- 在籍園児数と受入人数の合計が同じとなっているため、全ての継続転所先施設を希望することにより、必ず指定の継続転所先施設のいずれかに入所できます。継続転所先以外への転所を希望する場合は、継続転所の権利を放棄して1次募集から一般の申込みをするか、継続転所先を確保した上で、2次募集以降から申し込むことになります。
- 希望者数が上表の施設ごとの受入人数より多い場合には、利用調整を行います。利用調整は、一般申込みと同様の利用調整基準に基づいて行います。

13 府中市外在住で、府中市の保育所等をご希望の方

(1) 転入予定がある方

申込窓口	・府中市役所おもや3階保育支援課 ・オンライン受付 ・郵送受付 ※海外在住の場合は、親族が府中市保育支援課に持参するか、郵送受付又はオンライン受付で申込みしてください。国内にお住まいの親族等で連絡が可能な方がいる場合は、氏名・住所・電話番号を添えて申込みください。
申込みできる方	入所希望月前月の末日までに転入の届出をすることが可能な方 ※転入予定があっても、転入先住所が未確定である方や入所希望月前月の末日までに転入の届出ができない方は、転入予定がないとみなします。 ※入所希望月前月の末日が土日祝日の場合は、その前の平日までに住民票を異動した上で、府中市保育支援課での申込手续が必要です。
申込締切日	次の締切日までに府中市保育支援課に提出してください。
	4月申込み(1次募集) 令和8年11月12日(木)まで(7ㄱ参照)
	4月申込み(2次募集) 令和9年1月14日(木)～2月9日(火)まで(8ㄱ参照)
	年度途中 各月締切日まで(9ㄱ参照)
必要書類	① 府中市様式の保育所等利用調整申込書類一式(11～14ㄱ参照) ※申込書の住所は、現在お住まいの住所をご記入ください。 ② 転入に関する誓約書 ③ 入所希望月前月の末日までに転入することが確認できるいずれかの書類 ※ご提出がない場合、利用調整において不利な取扱いとなります。 【購入物件又は賃貸物件に入居する場合】 不動産の売買契約書又は賃貸契約書の写し ※次の要件を満たすもの ・土地又は建物の契約書であること ・契約者双方の署名(電子署名可)又は記名があること ・所在地が確認できること ・入所希望月の前月末日までの日が引渡日(入居日)となっていること ※契約者双方の押印は不要です。 【申込日時点で府中市に住民票のある親族等と同居する場合】 転入に関する誓約書(同居する世帯主等が署名) 【親族等が所有する物件に入居する場合】 入所希望月の属する年度(4月から8月入所申込みをする場合は前年度)の固定資産税課税明細書又は納税通知書、評価証明書の写し 府中市以外の様式で申込みをされた場合、利用調整において不利な取扱いとなることや、認定及び利用調整ができない場合があります。
結果発送	府中市保育支援課から発送 ※海外へのご連絡及び結果通知等の送付は行っておりません。国内にお住まいの親族等に送付します。
転入後の手続	入所の可否にかかわらず、入所希望月の前月末日までに転入した上で、府中市保育支援課で申込手续が必要です。 手続を行わない場合は、内定が取消しとなります。

(2) 転入予定がない方

申込窓口	申込日現在、住民登録がある自治体
申込みできる方	2歳児クラス以上 ※府中市に転入予定のない(転入先住所が未確定の場合を含む。)場合は、0・1歳児クラスの受付はできません。 ※転入予定がない方は、府中市民の利用調整後、空きのある場合に利用調整の対象となります(4月申込みの場合は、2次募集からの受付となります。)。
申込締切日	事前にお住まいの自治体に提出期限を確認し、次の締切日までに府中市保育支援課に届くように提出してください。
	4月申込み(2次募集) 令和9年1月14日(木)～2月9日(火)まで(8ㄱ参照)
	年度途中 各月締切日まで(9ㄱ参照)
必要書類	府中市様式の保育所等利用調整申込書類一式(11～14ㄱ参照) ※申込書の住所は、現在お住まいの住所をご記入ください。
結果発送	住民登録がある自治体から発送 ※利用者負担額は、住民登録がある自治体が決定します。

14 府中市在住で、府中市外の保育所等をご希望の方

(1) 転出予定がある方

申込窓口	申込み先の自治体
申込みできる方	申込み先の自治体にご確認ください。
申込締切日	
必要書類	
結果発送	申込み先の自治体から発送。
府中市から転出予定で申込みをされた方の転出後の手続	入所の可否にかかわらず、入所希望月の前月末日までに住民票を異動した上で、転出先の自治体の保育所等担当課での申込手続が必要です(認定は、転出先の自治体が改めて行います。)。 手続を行わない場合は、内定が取消されることがあります。
府中市内の保育所等に入所中又は申込み中の場合	府中市内の保育所等に入所中の場合には、「保育所等退所届」を転出前に提出してください(29頁参照)。転出後の継続利用を希望する場合も「保育所等退所届」を転出前に提出していただきます(29頁参照)。なお、「保育所等退所届」の提出期限は、原則退所する月の10日までです。 転出予定がある方で、府中市の保育所等に入所申込みをしている場合は、原則、取下げとなりますので、「利用調整申込取下届兼保育所等入所辞退届」を転出前に提出してください。

(2) 転出予定がない方

申込窓口	府中市役所おもや3階保育支援課
申込みできる方	申込み先の自治体にご確認ください。
申込締切日	申込み先の自治体にご確認ください。 ※締切日のおおむね1週間前までに府中市保育支援課で申込みを行ってください。1週間前までにご提出がない場合、申込み先の自治体の締切日までに間に合わない可能性がありますので、ご了承ください。
必要書類	申込み先の自治体にご確認ください。
結果発送	府中市保育支援課から発送 ※府中市を経由して申請した場合、申込み先の自治体の結果発送日から1週間程度かかります。 ※利用者負担額は、府中市が決定します。
府中市内の保育所等に入所中又は申込み中の場合	府中市外の保育所等に入所が決定した場合には、入所中の場合は「保育所等退所届」を、申込中の場合は「利用調整申込取下届兼保育所等入所辞退届」を、府中市外の保育所等の入所前に提出してください。

Ⅲ 保育所等の利用調整基準等について

総合点のつけ方

母の指数(保護者の基本指数+保護者個人に係る調整指数)+**父の指数**(保護者の基本指数+保護者個人に係る調整指数)+**世帯に係る調整点**

※保護者の基本指数の上限は100点になります。

※保護者の基本指数の表に規定する保護者の状況のうち、複数のものに該当する場合は、保護者それぞれの指数が最も高くなる状況(指数が同じ場合には、優先順位により優先される項目(※25頁参照)における保護者の状況)に該当するものとして扱います。

保護者の基本指数

項目	保護者の状況		基本指数
1	就業	自営・内職以外 就労時間が1週間に40時間以上の就労をしている。	100
		就労時間が1週間に32時間以上の就労をしている。	90
		就労時間が1週間に24時間以上の就労をしている。	80
		就労時間が1日に4時間以上で1週間に3日以上 ^の の就労をしている。	70
		就労時間が1か月に48時間以上の就労をしている。	60
	内職	就労時間が1日に4時間以上で1週間に3日以上 ^の の就労をしている。	70
		就労時間が1か月に48時間以上の就労をしている。	60
	自営	就労時間が1週間に40時間以上の就労をしている。	100
		就労時間が1週間に32時間以上の就労をしている。	90
		就労時間が1週間に24時間以上の就労をしている。	80
		就労時間が1日に4時間以上及び1週間に3日以上 ^の の就労をしている。	70
		就労時間が1か月に48時間以上の就労をしている。	60
2	出産	入所希望月初日が出産月の前後2か月以内である。	80
3	傷病	入所希望月初日の1年前の日から入所希望月初日の3か月後の日までの間において、28日以上 ^の の入院をした後に3か月以上の通院をしている、又は当該入院をした後の通院が見込まれている。	100
		常時臥床の状態にある。	
		重度の精神性疾患を有している。	
		精神性疾患を有し、1週間に1日以上 ^の の通院をしている、又は常時家庭生活に著しく支障を来している。	90
		精神性疾患以外の傷病により常時家庭生活に著しく支障を来している。	
		精神性疾患を有し、1か月に2日又は3日の通院をしている。	80
		精神性疾患以外の傷病で1週間に3日以上 ^の の通院をしている。	
		軽度の精神性疾患を有している。	70
	障害	上記以外の傷病の状態にあり、明らかに保育を必要とする。	60
		身体障害者手帳1級若しくは2級の者、愛の手帳1度若しくは2度の者又は精神障害者保健福祉手帳1級若しくは2級の者である。	100
		身体障害者手帳3級の者(視覚、聴覚又は体幹の機能障害を有する者に限る。)、愛の手帳3度の者又は精神障害者保健福祉手帳3級の者である。	90
		身体障害者手帳3級の者(視覚、聴覚又は体幹の機能障害を有する者を除く。)	80
		身体障害者手帳4級の者(視覚、聴覚又は体幹の機能障害を有する者に限る。)	70
		身体障害者手帳4級の者(視覚、聴覚又は体幹の機能障害を有する者を除く。)	60

4	同居親族介護・看護	身体障害者手帳1級若しくは2級の者、愛の手帳1度若しくは2度の者、精神障害者保健福祉手帳1級若しくは2級の者、要介護4の者以上又はこれらに準ずる状態にある者について、1週間に40時間以上の付添介護又は付添看護をしている。	100
		身体障害者手帳1級若しくは2級の者、愛の手帳1度若しくは2度の者、精神障害者保健福祉手帳1級若しくは2級の者、要介護4以上の者又はこれらに準ずる状態にある者について、1週間に32時間以上の付添介護又は付添看護をしている。	90
		身体障害者手帳3級の者（視覚、聴覚又は体幹の機能障害を有する者に限る。）、愛の手帳3度の者又は精神障害者保健福祉手帳3級の者、要介護3の者以上又はこれらに準ずる状態にある者について、1週間に24時間以上の付添介護又は付添看護をしている。	80
		身体障害者手帳3級の者（視覚、聴覚又は体幹の機能障害を有する者を除く。）、要介護2以上の者又はこれらに準ずる状態にある者について、1日に4時間以上及び1週間に3日以上に付添介護又は付添看護をしている。	70
		身体障害者手帳4級の者、愛の手帳4度の者、要介護1以上の者、要支援2の者又はこれらに準ずる状態にある者について、1か月に48時間以上の付添介護又は付添看護をしている。	60
5	災害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。	100
6	求職活動中	生計中心者が1か月に48時間以上の就労を目的とした求職活動をしている。	60
		生計中心者以外の者が1か月に48時間以上の就労を目的とした求職活動をしている。	50
7	就学・技能習得	学校等において1週間に40時間以上の就学又は技能習得をしている。	100
		学校等において1週間に32時間以上の就学又は技能習得をしている。	90
		学校等において1週間に24時間以上の就学又は技能習得をしている。	80
		学校等において1日に4時間以上及び1週間に3日以上に就学又は技能習得をしている。	70
		学校等において1か月に48時間以上の就学又は技能習得をしている。	60
		上記以外の手段又は時間数の就学又は技能習得をしている。	50
8	保護家庭	児童の安全のために、適切な保育が必要である特別の事情がある。	協議して定める。
9		児童の両親が不存在である。	100
10		ひとり親が保育をしている。	100
11	特例	就労内定 入所希望月の末日までに指数60以上の就労をすることが証明書で確認できる。	60
		就学予定 入所希望月の末日までに指数60以上の就学をすることが証明書で確認できる。	60
		別居親族介護・看護 身体障害者手帳3級以上の者、愛の手帳3度以上の者、精神障害者保健福祉手帳3級以上の者、要介護2以上又はこれに準ずる状態にある者について、1日に4時間以上及び1週間に3日以上に付添介護又は付添看護をしている。	70
		身体障害者手帳4級の者、愛の手帳4度の者、要介護1以上の者、要支援2の者又はこれらに準ずる状態にある者について、1か月に48時間以上の付添介護又は付添看護をしている。	60
		上記のほか明らかに保育を必要とすると認められる。	協議して定める。

保護者個人に係る調整指数

項 目	内 容	調整指数
就労時間に対して相当の収入が確認できない	保護者の基本指数の表の項目1の自営に該当し、就労時間が1週間に40時間以上であるが、入所希望月の属する年度(当該月が4月から8月までの場合にあっては、前年度をいう。)の市町村民税が課されていない。	-10
自営	保護者の基本指数の表の項目1の自営に該当するが、登記事項証明書、個人事業開業届出書、営業許可証、確定申告書(第一表・第二表)の写しを提出できない。	-5
所得未申告・(非)課税証明書未提出	利用調整申込期日において、利用調整の対象となる月の属する年度(当該月が4月から8月までの場合にあっては、前年度)の市町村民税所得割額を府中市の公簿等で確認できない場合であって、当該市町村民税に係る所得の申告をしたことを証明できない、又は当該年度の(非)課税証明書を提出できない。ただし、市町村民税の賦課期日において日本国内に住所を有しておらず、当該市町村民税の納税義務がない場合を除く。	-10
傷病等	保護者の基本指数の表の項目3又は4に該当する。	0～+10
求職活動中	保護者の基本指数の表の項目6に該当し、公共職業安定所の登録証又は受付票の写しを提出できない。	-5

世帯に係る調整点

項 目	内 容	調整点
両親不存在	児童の両親が不存在の世帯である。	+40
災害	世帯が保護者の基本指数の表の項目5に該当する。	+40
兄弟姉妹入所	市内の保育所等の利用調整の申込みをしている児童のほかに、入所希望月において市内の保育所等を利用している児童又は入所希望月から市内の保育所等が利用可能(内定)となっている兄弟姉妹がいる。	+2
	新規利用調整の申込みをしている児童が2人以上いる。	+3
兄弟姉妹が3人以上	市内の保育所等の利用調整の申込みに係る児童と、市内の保育所等を利用して入所希望月以後も継続して利用する児童が合計3人以上いる。	+1
兄弟姉妹がいる家庭	入所希望月において世帯に係る調整点の「兄弟姉妹入所」に該当しない小学校第6学年までの兄弟姉妹がいる。	+1
保育所等以外での保育の利用	利用調整の申込みに係る児童について、認可外保育施設、一時預かり施設等(個人が行う保育については、国、都道府県又は市区町村へ届出を行っているものに限る。以下同じ。)を現に利用しており、利用調整申込期日の属する月の前月まで連続して3か月以上6か月未満利用(1か月当たり3万円以上の費用を伴う利用又は1か月に12日以上の利用に限る。)している。ただし、利用月において、主たる保護者又は従たる保護者が、育児休業を取得している場合は、育児休業取得を開始した日の属する月の翌月(育児休業を取得した日が初日の場合は当月)から、復職した日の属する月の前々月までを除く。	+2
	利用調整の申込みに係る児童について、認可外保育施設、一時預かり施設等を現に利用しており、利用調整申込期日の属する月の前月まで連続して6か月以上利用(1か月当たり3万円以上の費用を伴う利用又は1か月に12日以上の利用に限る。)している。ただし、利用月において、主たる保護者又は従たる保護者が、育児休業を取得している場合は、育児休業取得を開始した日の属する月の翌月(育児休業を取得した日が初日の場合は当月)から、復職した日の属する月の前々月までを除く。	+3
産前産後休業・育児休業取得による退所後の再利用	兄弟姉妹の産前産後休業又は育児休業の取得により市内の保育所等の利用をしなくなった児童が、再度利用調整の申込みをしている世帯である。ただし、利用をしなくなった日から入所希望月初日までの期間が1年以上の場合に限る。	+10
祖父母同居	祖父又は祖母と同世帯で同居している世帯である。ただし、当該祖父母が60歳以上の場合又は保護者の基本指数の表に規定する保護者の状況のいずれかに該当する場合を除く。	-1
生活保護受給世帯	生活保護受給世帯である。	+1
転入予定	市内に転入する旨の誓約書は提出できるが、当該転入先となる不動産に係る売買契約書、賃貸契約書等の写しが提出できない。	-10
ひとり親	ひとり親が保育をしている世帯である。	0～+10
利用者負担滞納	利用調整申込期日において利用者負担(卒園児を含む。)を理由なく滞納している。	-50
保育所等利用辞退	利用調整の申込みに係る児童が、入所希望月の前1年以内の利用開始のための利用調整により決定した保育所等の利用を辞退している。	-50
児童保護	児童の健全な成長のため、適切な保育の緊急度が高く、特に配慮が必要と認められる世帯である。	協議して定める。

保育士等	利用調整申込期日において、当該児童の保護者が保育士又は幼稚園教諭の資格を有することを証する書類の写しを提出でき、児童福祉法第7条に定める児童福祉施設、企業主導型保育事業施設、認証保育所又は幼稚園(市外を含む。)等に就労し、又は就労する予定である。	+1
育児休業延長	希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるとしている。	総合点が0点となるように減点する。

総合点が同じ場合の優先順位

① 総合点
② 主たる保護者の指数と従たる保護者の指数の合計
③ 主たる保護者の指数
④ 主たる保護者の項目
⑤ 従たる保護者の指数
⑥ 従たる保護者の項目
⑦ 年税額の低い世帯

※主たる保護者:世帯の中で主に保育に従事している方(主に母親)
 ※年税額:児童の保護者及び同居同一生計の扶養義務者の入所希望月の属する年度(4月から8月までの利用調整の場合は前年度をいう。)の市民税所得割の合計額

項目の優先順位

① 保護家庭(項目8)
② 両親不存在(項目9)
③ ひとり親家庭(項目10)
④ 傷病・障害(項目3)
⑤ 介護・看護(項目4)
⑥ 災害(項目5)
⑦ 就労(項目1)
⑧ 就学(項目7)
⑨ 出産(項目2)
⑩ 特例(項目11)
⑪ 求職活動中(項目6)

注意事項

- 表の項目1の「就労時間」とは、契約上の実働時間と休憩時間を合わせた就労時間をいう。ただし、申込期日の直近3か月のうち、すべての月の就労実績における就労時間が契約上の就労時間より少ない場合には、就労実績に基づいた時間をいう。
- 育児休業を取得している者で、入所希望月の翌月の初日までに復職を誓約できる場合は、就労しているものとして扱う。ただし、産前産後休業・育児休業前に同じ状態の就労をしている場合に限る。
- この表の項目1において「内職」とは、家内労働法第2条第2項に規定する家内労働者である場合をいう。
- 「自営」とは、事業主が保護者のいずれか又は保護者の父若しくは母である場合をいう。
- 出産要件期間については、産前産後休業終了後に復職を誓約できる場合は、就労している者として利用調整を行う。
- 傷病、障害又は同居親族介護・看護については、府中市保育支援課指定様式以外の診断書を提出した場合、基本指数を70までとする。ただし、基本指数が60の場合は、この限りでない。
- 傷病における「明らかに保育を必要とする。」とは、安静(又は安静に近い状態)が必要な状態をいう。
- 「生計中心者」とは利用調整の申込みに係る児童と生計を同じくする保護者のうち、入所希望月の属する年度(当該月が4月から8月までの間にあっては、前年度をいう。)の所得が高い者をいう。
- 「学校等」とは、次に掲げるものをいう。
 - 学校教育法に規定する学校、専修学校及びこれに準ずる施設
 - 職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設及びこれに準ずる施設
- ひとり親に該当する者については、従たる保護者の基本指数を100とする(ただし、児童の血縁上の親等と同世帯で同居している場合は、ひとり親とはなりません。)
- 「就学予定」とは、休学中の者を含む。
- 保護者の基本指数の表に規定する保護者の状況のうち、複数のものに該当する者については、保護者それぞれの指数が最も高くなる状況(指数が同じ場合には、上記の優先順位により優先される項目における保護者の状況)に該当するものとして扱う。
- 世帯に係る調整点の兄弟姉妹入所の項目のいずれにも該当する場合は、同項の調整点は+3とする。

＜就労実績の計算例＞

1週間の契約上の就労時間が、1日8時間×週5日＝週40時間の契約で、直近3か月の実績のうち、契約上の就労時間を超える月がない場合

6	就労時間 (固定就労の場合)	月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	月間	160	時間	0	分 (うち休憩時間 1200 分)	
		☑	☑	☑	☑	☑	☐	☐	☐							
		一月当たりの就労日数							月間	20	日	一週当たりの就労日数		週間	5	日
		平日		9	時	0	分	～	17	時	0	分 (うち休憩時間 60 分)				
		土曜			時	分	～		時	分 (うち休憩時間 分)						
	日祝			時	分	～		時	分 (うち休憩時間 分)							
	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間			☐ 月間	☐ 週間	時間		分 (うち休憩時間 分)							
		就労日数			☐ 月間	☐ 週間	日									
主な就労時間帯・シフト時間帯			時 分 ～		時 分 (うち休憩時間 分)											
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	年月	2026	年	9	月	年月	2026	年	8	月	年月	2026	年	7	月
		18	日／月	152	時間／月	13	日／月	120	時間／月	9	日／月	80	時間／月			

●実績の計算は、[実績の就労時間÷4週]又は[契約上の1日当たりの就労時間×実績の就労日数÷4週]のうち、より高い指数となる計算方法を適用します。なお、いずれも、実績の多い上位2か月の平均で判断します。

＜実績の就労日数で計算した場合＞
1日8時間×月18日÷4週＝36時間
1日8時間×月13日÷4週＝26時間 } 平均31時間

＜実績の就労時間で計算した場合＞
月152時間÷4週＝38時間
月120時間÷4週＝30時間 } 平均34時間

⇒「実績の就労時間で計算した場合」の方がより高い指数となるため、週32時間以上40時間未満の実績と判断し、
指数は90となります。

※ 上記以外の場合も、最終的な指数は会議で決定します。
※ 職員が受付・相談時に実績を基に指数を計算すること、又は計算されたものを確認することはできません。

IV 保育所等に入所している方へ

1 入所直後の手続

次に該当する方は、期限までに復職・復学、就労・就学を開始した上で、それぞれ必要な証明書を速やかに提出してください。期限までに開始できない場合は、入所月の翌月末で退所となります。

申込み時の状況	必要書類	備考
産休中、育休中又は休学中	復職(復学)証明書	入所月の翌月1日以前(1日が休日の場合は翌営業日)に復職(復学)してください。
就労内定	就労証明書	入所月の月末以前に就労を開始してください。
就学予定	在学証明書(府中市保育支援課様式) 又は学校発行の在学証明書と時間割	入所月の月末以前に就学を開始してください。
求職活動中	就労証明書	入所後、認定の有効期間内に月48時間以上の就労を開始してください。

2 入所中の手続等について

入所中に次のような状況の変更があった場合は、速やかにお通りの保育所等又は保育支援課に書類を提出してください。

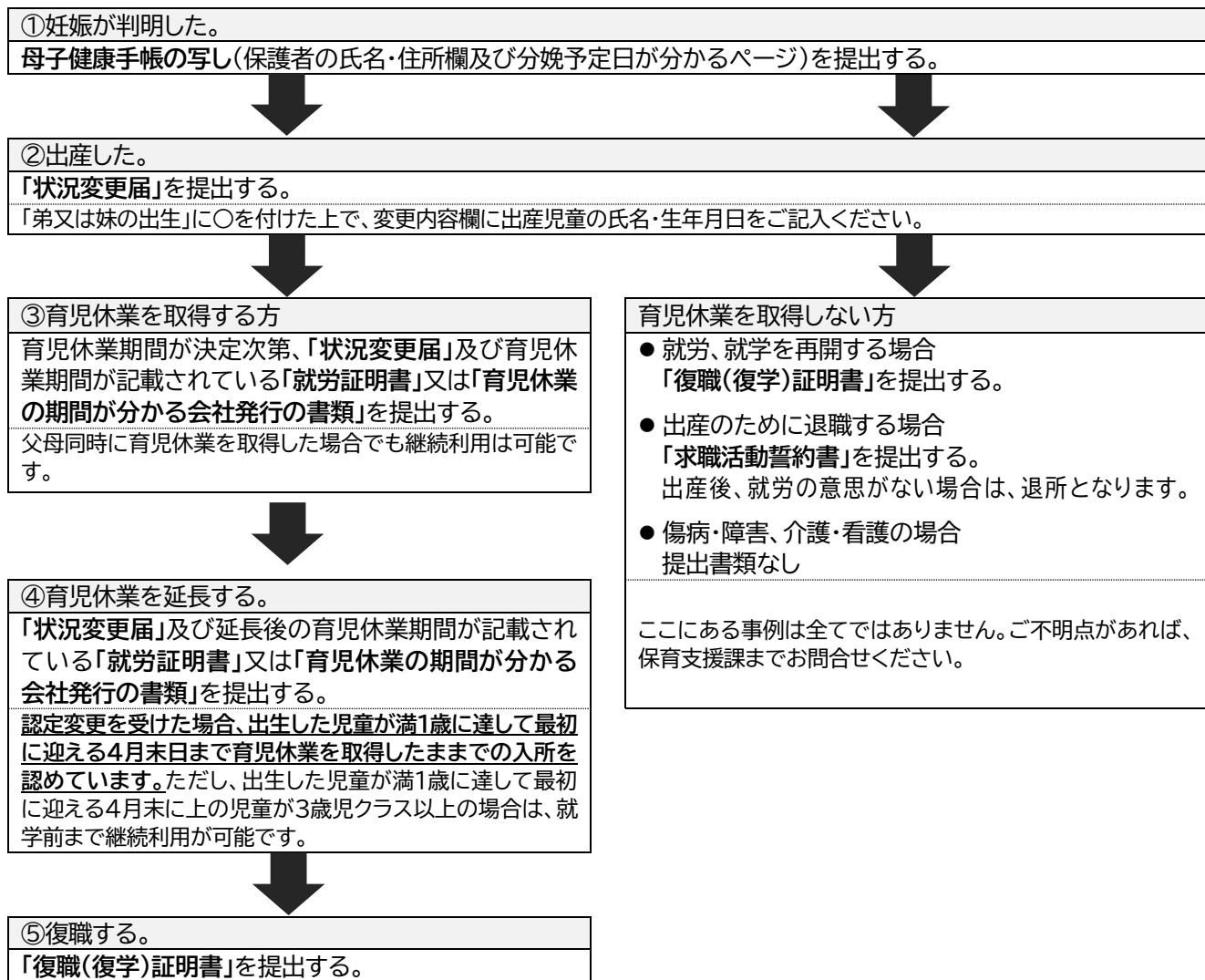
毎月10日(土日祝日の場合は直前の平日)までに書類が提出された場合は、翌月から認定を変更します。期限を過ぎて提出された場合、翌々月からの変更になります。

なお、ここにある変更事項は全てではありません。ご不明点があれば、保育支援課までお問合せください。

変更事項	必要書類
氏名、住所(市内転居)、連絡先 世帯主、同居者が変わった。	●状況変更届
結婚した。	●状況変更届 ●配偶者の保育要件確認のための書類、及び税資料(該当する場合のみ)
離婚した。	●状況変更届 ●ひとり親家庭状況申告書 ●ひとり親を証明する書類(「ひとり親家庭状況申告書」の裏面をご確認ください。)
保育必要量の希望変更 (標準時間・短時間)	●状況変更届
就労日数・時間が変わった。	●状況変更届 ●就労証明書 ※認定が出来なくなるほど就労日数、就労時間等が減少した場合、原則退所となりますので、ご注意ください。
勤務地が変更になった。	●状況変更届
転職した。	●状況変更届 ●転職先の就労証明書 ※認定が出来なくなるほど就労日数、就労時間等が減少した場合、原則退所となりますので、ご注意ください。
退職し、新しい仕事を探す。	●状況変更届 ●求職活動誓約書
妊娠した。	28週をご確認ください。
学校に通い始めた。	●状況変更届 ●在学証明書(府中市保育支援課様式)又は学校発行の在学証明書と時間割
介護・看護を始めた。	●状況変更届 ●介(看)護状況届出書 ●被介護者に関する書類(※1)又は医師の診断書(府中市保育支援課様式) ※1 介護保険被保険者証、ケアプランの要介護度が分かる部分の写し又は障害者手帳の写し
病気や怪我のため退職した。	●状況変更届 ●診断書(府中市保育支援課様式)
障害者手帳を取得した。	●状況変更届 ●障害者手帳の写し

出産予定がある場合と育児休業を取得する場合の手続

出産予定がある方は、次の手順で必要書類をお通りの保育所等又は保育支援課へ提出してください。



現況の確認

- 保育所等に入所している児童を対象に、毎年度(例年7月頃)、保育要件確認のための調査を行います。提出書類等は、お通りの保育所等を通してお渡しします。調査の結果、保育要件がない場合や、認定ができなくなるほどの変更があった場合は、退所していただくことがあります。
- 提出書類については、お通りの保育所等又はお渡しする現況届依頼文に記載のオンラインフォームよりご提出ください。なお、府中市外の認可保育所等にお通りの方は、保育所等への提出はできません。窓口か郵送、又はオンラインフォームにて保育支援課にご提出ください。
- 現況の確認に合わせて、9月からの副食費の決定のための税資料を提出していただく場合があります。対象者は、現況届依頼文をご確認ください。

転所の申込みをする場合

入所中の児童が、他の保育所等に入所することを転所といいます。

(1)転所を希望する場合

申込期限及び申込書類は、新規申込みと同じです(11～14頁参照)。

(2)転所の希望を取下げの場合(転所を必要としなくなった場合)

各月の申込期限までに、保育支援課へ「利用調整申込取下届兼保育所等入所辞退届」を提出してください。

※手続がない場合は、転所希望児童として利用調整を行います。転所可能な保育所等が内定した後は、現在入所中の保育所等には次に入所予定の児童が決まっているため、戻ることはできません。そのため、現在の保育所等に慣れたため通い続けたい等、転所を必要としなくなった場合には、必ず申込みの取下げの手続を行ってください(転所可能な保育所等の内定後、入所中の保育所等と転所先の保育所等のどちらに入所するかを選択することはできません。転所を辞退する場合、どちらの保育所等にも通うことができなくなります。)

都合により退所する場合

保育所等を退所する場合、「保育所等退所届」を原則退所する月の10日までに、保育支援課又は保育所等へ提出してください。

※退所する場合は、原則月末退所となりますので、副食費は1か月分がかかります。

市外へ転出後の継続利用の手続

市内の保育所等に入所後、府中市外へ転出することになった場合、手続をしていただくことで、転出後も継続して現在の保育所等を利用することができます。

①転出する前に「保育所等退所届」を、保育支援課又はお通りの保育所等へ提出してください(「転出後の継続利用の希望」欄を「有」に☑してください。)

②転出先の市町村でも保育施設の利用を継続するための手続が必要です。

※退所日は、転出する月の末日となります。

※①と②の手続がされない場合、保育所等を継続して利用することができません。

※2歳児クラス修了後、再調整(継続転所)によって行き先を決定する保育所等をご利用の場合、市外へ転出後2歳児クラスまでは保育所等を継続して利用できますが、3歳児クラスからの「継続転所(19頁参照)」の申込みはできません。

※利用者負担額は住民登録がある自治体が決定します。そのため、転出後、利用者負担額が変更になる場合があります。

退所となる場合

入所後に次の状況になった場合、原則退所となります。

- 認定ができなくなるほどの変更があった場合(就労日数、就労時間の減少等)
- 入所した児童の育児休業取得者が職場復帰しない場合、又は同一の就労先に復帰せず退職した場合
- 2か月以上連続で利用(登所)しない場合

※副食費は、利用日数にかかわらず毎月1か月分をお支払いいただきます。

※入所児童の病気や怪我等による休みの場合は、2か月を超えて休むことができますので、状況変更届を提出してください。

※里帰り出産の場合は、下の児童の出産月とその前後2か月間、休むことができます。

- 認定が取消しとなった場合(転出継続の場合を除く。)
- 提出書類の内容が事実と異なる場合
- 下の児童を出産後、2か月を経過して職場復帰しない場合(育児休業を取得する場合を除く。)
- 入所した児童以外の児童が満1歳に達して最初に迎える4月末日を超えても育児休業を取得する場合(ただし、その時に上の児童が3歳児クラス以上の場合は就学前まで継続利用が可能です。)
- 下の児童の出産が理由で上の児童が入所し、出産後2か月を経過した場合
- 就労内定を理由に入所した後、入所月の月末までに就労していない場合
- 求職活動を理由に入所した後、認定の有効期間内に就労(1か月48時間以上)を開始せず、就労証明書の提出ができない場合
- 保育要件がない場合
- 市外へ転出する場合(転出先の市区町村と協議の上、市外からの継続利用は可能です。)

V 利用者負担額・副食費について

入所が決定した場合、児童の保護者(父母が非課税で祖父又は祖母が同一世帯内にいる場合は、祖父母等を含む。)の市民税所得割合計額により利用者負担額及び副食費を決定します。

なお、4月分～8月分(前期)は令和8年度の市民税所得割額を基に、9月分～3月分(後期)は令和9年度の市民税所得割額を基に、それぞれ決定します。

令和7年9月1日から、東京都の新たな制度により、認可保育所等を利用するすべての子どもについて、年齢や保護者の所得に関係なく、利用者負担額(保育料)が無償となりました。

※ただし、副食費や延長保育料など、保育料以外の費用は無償化の対象外です。

※**所得未申告の場合**、又は**(非)課税証明書未提出の場合**は、3歳児クラス～5歳児クラスについては副食費を、徴収させていただきます。また、申告・提出の内容は、保育支援課への届出日以降の副食費に反映しますので、**遡っての減額・還付はできません。**

※地域型保育事業該当施設は、納入方法等が異なりますので、詳細は、施設にお問合せください。

※副食費以外にも、その他の費用(延長保育料等)があります。

※副食費を期限までにお支払いいただけない場合には、書面、電話、訪問等による督促・催告のほか、児童手当からの充当、及び滞納処分を行う場合があります。

※利用日数にかかわらず、毎月1か月分をお支払いいただきます。

1 利用者負担額（保育料）

対象児童	0～5歳児クラスの児童
金額	無料

2 副食費

対象児童		3～5歳児クラスの児童
金額		月額4, 500円～6,000 円程度を目安に施設で定めます。
納 期 限	公立	当該月の末日(12月は 25 日)※納期限が土日祝日に当たる場合は金融機関の翌営業日
	私立	施設にお問合せください。
納入先	公立	府中市
	私立	各施設
納入方法	公立	口座振替(保育支援課から口座振替依頼書を送付します。) ※入所中の兄弟姉妹がいる場合は、原則として同じ口座からの引き落としとなります。別の口座をご希望の場合は、別途口座振替依頼書を提出してください。
	私立	施設にお問合せください。
備考		次の対象者は、副食費の支払が免除になります。 ●全ての世帯の第3子以降の児童(同一世帯での小学校就学前の児童の数で算定) ●年収360万円未満相当世帯(市民税所得割額57, 700円未満の世帯及びひとり親世帯又は同一世帯に障害者がいる世帯においては、市民税所得割額77, 101円未満の世帯)の児童

3 保育時間を超えて利用する際の延長保育料について

保育時間を超えて保育所等を利用すると延長保育料が発生します。

保育短時間に認定された方が、保育標準時間の11時間の範囲内に、保育所等の定める保育短時間の8時間を超えて利用する場合は、「標準時間内延長保育」となり、標準時間内延長保育料金をお支払いいただきます。また、保育短時間及び保育標準時間のいずれの認定の場合も、午後6時以降に利用する場合は「延長保育」となり、延長保育料金をお支払いいただきます(延長保育料金に関しては、44頁以降をご参照ください。)。詳細は、施設にお問合せください。

●保育必要量(保育標準時間・保育短時間)について(3頁参照)

●保育必要量(保育標準時間・保育短時間)の変更について(27頁参照)

4 副食費の決定における市民税所得割額の確認方法

保護者ごとの市民税の所得割額を算出します。算出後、保護者ごとの市民税額の所得割額を合算します。

- 政令指定都市(横浜市、川崎市等)で市民税が課税されている場合は、税源移譲により変更される前の税率(6パーセント)を用いて市民税所得割額を算出します。
- 海外収入のある方や大使館職員等は、年間の収入額が分かる資料(給与証明書等)を基に、市民税所得割相当額を算出します。
- 副食費の決定は、令和9年度4月分～8月分までは令和8年度の市民税所得割額、令和9年度9月分～3月分までは令和9年度の市民税所得割額で、それぞれ行います。

1 会社員等の方(市民税が給与天引きにより納税されている方)

毎年、5月又は6月頃に会社から渡される「給与所得等に係る特別徴収税額の決定通知書」の「市民税」の欄をご確認ください。

※給与以外に不動産所得等があり、別途納付書等で住民税を納付している方は「2 自営業等の方(口座振替や納付書等で住民税を納付している方)」をご確認ください。

【計算方法】

市民税所得割額(C) = 税額控除前所得割額(A) - 調整控除額(※)

※調整控除額＝税額控除額(B)－住宅借入金等特別税控除、寄付金税額控除、配当控除等の税額控除額(D)

年度 給与所得等に係る市民税・都民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)															
所得	給与収入	主たる給与以外 の合算所得区分	給与所得	給与所得	給与所得	給与所得	給与所得	給与所得	給与所得	給与所得	給与所得	給与所得	給与所得	給与所得	給与所得
	給与所得(所得金額控除後)														
	その他の所得計														
		総所得金額①													
所得控除	雑損	障・寡・ひ・勤													
	医療費	配偶者													
	社会保険料	配偶者特別													
	小規模企業共済	扶養													
	生命保険料	基礎													
	地震保険料	所得控除合計②													
(概要)															
D															

市民税・都民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)															
市民税	税額控除額④	税額控除額⑤	税額控除額⑥	税額控除額⑦	税額控除額⑧	税額控除額⑨	税額控除額⑩	税額控除額⑪	税額控除額⑫	税額控除額⑬	税額控除額⑭	税額控除額⑮	税額控除額⑯	税額控除額⑰	税額控除額⑱
	税額控除額④														
	税額控除額⑤														
都民税	税額控除額④	税額控除額⑤	税額控除額⑥	税額控除額⑦	税額控除額⑧	税額控除額⑨	税額控除額⑩	税額控除額⑪	税額控除額⑫	税額控除額⑬	税額控除額⑭	税額控除額⑮	税額控除額⑯	税額控除額⑰	税額控除額⑱
	税額控除額④														
	税額控除額⑤														
	税額控除額⑥	税額控除額⑦	税額控除額⑧	税額控除額⑨	税額控除額⑩	税額控除額⑪	税額控除額⑫	税額控除額⑬	税額控除額⑭	税額控除額⑮	税額控除額⑯	税額控除額⑰	税額控除額⑱	税額控除額⑲	税額控除額⑳
	税額控除額⑥														
	税額控除額⑦	税額控除額⑧	税額控除額⑨	税額控除額⑩	税額控除額⑪	税額控除額⑫	税額控除額⑬	税額控除額⑭	税額控除額⑮	税額控除額⑯	税額控除額⑰	税額控除額⑱	税額控除額⑲	税額控除額⑳	税額控除額㉑
	税額控除額⑦														
	税額控除額⑧	税額控除額⑨	税額控除額⑩	税額控除額⑪	税額控除額⑫	税額控除額⑬	税額控除額⑭	税額控除額⑮	税額控除額⑯	税額控除額⑰	税額控除額⑱	税額控除額⑲	税額控除額⑳	税額控除額㉑	税額控除額㉒
	税額控除額⑧														
	税額控除額⑨	税額控除額⑩	税額控除額⑪	税額控除額⑫	税額控除額⑬	税額控除額⑭	税額控除額⑮	税額控除額⑯	税額控除額⑰	税額控除額⑱	税額控除額⑲	税額控除額⑳	税額控除額㉑	税額控除額㉒	税額控除額㉓
	税額控除額⑨														
	税額控除額⑩	税額控除額⑪	税額控除額⑫	税額控除額⑬	税額控除額⑭	税額控除額⑮	税額控除額⑯	税額控除額⑰	税額控除額⑱	税額控除額⑲	税額控除額⑳	税額控除額㉑	税額控除額㉒	税額控除額㉓	税額控除額㉔
	税額控除額⑩														
	税額控除額⑪	税額控除額⑫	税額控除額⑬	税額控除額⑭	税額控除額⑮	税額控除額⑯	税額控除額⑰	税額控除額⑱	税額控除額⑲	税額控除額⑳	税額控除額㉑	税額控除額㉒	税額控除額㉓	税額控除額㉔	税額控除額㉕
	税額控除額⑪														
	税額控除額⑫	税額控除額⑬	税額控除額⑭	税額控除額⑮	税額控除額⑯	税額控除額⑰	税額控除額⑱	税額控除額⑲	税額控除額⑳	税額控除額㉑	税額控除額㉒	税額控除額㉓	税額控除額㉔	税額控除額㉕	税額控除額㉖
	税額控除額⑫														
	税額控除額⑬	税額控除額⑭	税額控除額⑮	税額控除額⑯	税額控除額⑰	税額控除額⑱	税額控除額⑲	税額控除額⑳	税額控除額						

- ※ 摘要欄(D)が空欄の場合は、 $B = \text{調整控除額}$ となるため、「 $A - B = C$ 」となります。
調整控除以外に住宅借入金等特別税控除、寄付金税額控除、配当控除等の税額控除がある場合は、摘要欄(D)に調整控除額以外の税額控除の内訳が記載されています。

毎年、6月頃に市から送付される「市民税・都民税税額決定・納税通知書」の「▼算出税額」の欄をご確認ください。

$$\text{市民税所得割額} = \text{税額控除前所得割額(A)} - \text{調整控除額}(\times 1)$$
[illegible]

Ⅵ 認可外保育施設等について

給付審査係 042(335)4004

各施設の利用については、保育内容及び保育料金等をご確認の上、直接各施設へお申込みください。

1 東京都認証保育所（利用者補助対象施設）

東京都認証保育所一覧(表4)

単位:円

施設名	所在地	電話番号	定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上児
まなびの森 保育園 府中プチ・クレイシユ 株)こどもの森	府中町 1-6-2 三和第2ビル5階	042- 362-8101	40	57,000	57,000	52,000	44,000	44,000
まなびの森 保育園 府中北プチ・クレイシユ 株)プチ・ナーサリー	浅間町 3-18-1 フォレストハウス2階	042- 388-2185	29	54,000	54,000	49,000	41,000	41,000
エーワン東府中駅前保育園 有)エーワン	清水が丘 1-3-8 小林ビル3階	042- 358-0705	40	53,000	50,000	50,000	50,000	50,000
ビジョンランド府中 ビジョンハーツ(株)	宮町 2-15-13 第15ミツホビル1階	042- 354-7722	25	56,500	53,000	49,500	49,000	49,000
田中保育所 株)バザバ	新町 2-42-2	042- 362-2838	40	59,000	59,000	59,000	59,000	59,000
府中エンゼルホーム 株)チャイルドタイム	東芝町 1-64 エフユニバース 1 階	042- 340-5885	31	55,000	52,000	50,000	45,000	45,000
リブリエンゼル府中 株)チャイルドタイム	本宿町 4-13-8	042- 319-8740	40	55,000	52,000	50,000	45,000	45,000
ごんべのお宿保育園 特非)ごんべのお宿	清水が丘 1-5-47	042- 367-0986	24	59,000	59,000	59,000	49,000	49,000
京王キッズプラッツ東府中 株)京王子育てサポート	清水が丘 1-8-3 京王リトナード東府中 2 階	042- 306-5288	38	53,300	52,400	51,400	—	—
ポピンズナーサリースクール府中 株)ポピンズエデュケア	寿町 2-1-28	042- 330-2166	40	70,000	69,000	69,000	62,000	61,000
こもれび保育園府中本町園 株)SHINKS-K	本町 1-14-32 ザ・ミレニアムフォート 府中御殿坂2階	042- 368-1110	40	67,000	67,000	67,000	55,000	—
みのり保育園 株)バザバ	幸町 3-3-46	042- 319-1073	40	59,000	59,000	59,000	59,000	59,000
ヒューマンアカデミー 中河原保育園 ヒューマンアカデミー(株)	四谷 1-17-8	042- 365-6877	40	53,000	52,000	48,000	39,000	39,000
ぱる★キッズ府中 生協)パルシステム東京	幸町 2-13-29	042- 330-5550	24	65,000	65,000	62,000	62,000	56,000
きなり保育園 株)バザバ	天神町 3-10-24	042- 319-2574	40	59,000	59,000	59,000	59,000	59,000
結 hana 保育園 株)aim	栄町 2-22-14 ゆいまーる 101	042- 315-7299	37	59,000	55,000	55,000	55,000	55,000
府中たいよう保育園 福)まあれ愛恵会	宮西町 2-4-4-1 階	042- 361-5001	40	51,800	46,800	46,800	49,500	49,500

※週5日、1日8時間預ける場合の月額保育料です(令和8年9月1日現在)。この他に入園料や諸経費がかかる場合がありますので、詳細は、各施設にお問合せください。なお、定員及び保育料は変更される場合があります。

※一時預かりを行っている場合がありますので、詳細は、各施設にお問合せください。

2 認可外保育施設（認証保育所・企業主導型保育事業を除く）

認可外保育施設一覧(表5)

施設名	所在地	電話番号
Jelly Beans ◇	府中町 2-25-10	042-335-1170
Stars&Stripes English ◇	府中町 2-25-21	042-335-1170
聖イリナ・モンテッソーリスクール ◇	住吉町 2-24-50	042-366-2693
マムのおうち ◇	紅葉丘 2-2-5	042-207-2075
カルバリーチャペル府中(We go eigo)◇	紅葉丘 1-38-35	042-361-5460
PAL International School@TUFSS◇	朝日町 3-11-11 東京外国語大学内	042-306-9955
Stars&Stripes International School Tama River 校◇	四谷 5-3-4	042-335-1170
JOYPORT 府中保育園 ◇	若松町 2-26-52	042-366-8951
きっずーむひまわり(夜間保育18:00～2:00)◇	宮西町 4-3-2	080-3458-1874

◇が付いている施設は、東京都の認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が発行されている認可外保育施設です(令和8年9月1日現在)。

3 認可外保育施設等に関する幼児教育・保育の無償化について

認可外保育施設等(認証保育所や一時預かり事業等を指し、企業主導型保育事業施設を除きます。)の保育料等を国による幼児教育・保育の無償化の対象とするためには、「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

対象となる施設

認可外保育施設：東京都認証保育所及び東京都の認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が発行されており、かつ、所在する自治体から特定子ども・子育て支援施設等の確認を受けた認可外保育施設

一時預かり事業：所在する自治体から特定子ども・子育て支援施設等の確認を受けた施設

※府中市内の施設は、33号(表4)及び(表5)の◇が付いている施設、37号(表8)の認可保育所及びその他事業所内保育施設等です。所在地が府中市外にある施設も給付対象となります。

※最新の情報は次のURL、又は二次元コードよりホームページでご確認ください。

<https://www.city.fuchu.tokyo.jp/kosodate/shussan/hoikujo/musyoukaitirann.html>

トップページ > 子育て・教育 > 出産・子育て > 保育所・保育園 > 幼児教育・保育の無償化対象施設の一覧



対象者

府中市に住民票のある、子育てのための施設等利用給付認定を受けている次の児童

● 3歳児クラスから小学校入学前までの児童(2号認定)

● 市民税非課税世帯の0～2歳児クラスの児童(3号認定)

※子育てのための施設等利用給付認定とは、保護者それぞれが、就労、傷病・障害、介(看)護、就学等の理由があること(保育の必要性)をいいます。

※就労や就学、介(看)護をしていますが、その時間の合計が月48時間未満の場合は、無償化の対象となりません。

申請方法

対象の新規入園児は、入園前に、施設、保育支援課の窓口、又はホームページから申請書類を取得してください。なお、進級予定児童には、前年度1月頃に申請書類を施設を経由してお渡しします。

申請書類は、**認定を希望する日までに保育支援課にご提出ください。**

利用料の給付額

● 3歳児クラスから小学校入学前までの児童(認定種別「2号」)の保育料 … **月額上限 40,300 円**

● 0～2歳児クラスの市民税非課税世帯の児童(認定種別「3号」)の保育料 … **月額上限 45,700 円**

※認可保育所や認定こども園を利用できていない方が給付の対象となります。

※保育料が月額上限額を下回る場合は、実際にかかった保育料が給付の上限になります。

※上限を超える保育料や食材料費、行事費等は、給付の対象外です。

支給方法・スケジュール

● 府中市内の認証保育所を利用する方

施設が保護者に代わり上記の給付額の支給を市から受け、各施設は給付額分を差し引いたうえで、保育料を保護者に請求します。そのため、保護者への給付はありません。

● 府中市外の認証保育所及び府中市内外の認可外保育施設を利用する方

利用している施設に保育料をお支払いいただいたのち、その保育料を対象に市から保護者に上記の給付額を支給します。次表のとおり、年4回に分けて、3か月ごとに指定口座に振り込みます。給付額は、交付月に保育支援課から保護者へ直接通知を郵送します。

区 分	交付時期(予定)
4～6月分	8月末
7～9月分	11月末
10～12月分	翌年2月末
翌年1～3月分	翌年5月中旬

一時預かり事業・定期利用保育事業を利用する方へ

認可保育所の一時預かり・定期利用保育事業を利用した際の保育料を無償化の対象とする場合は、「子どものための教育・保育給付に係る支給認定」(3号参照)と「子育てのための施設等利用給付認定」の両方の認定が必要です。子どものための教育・保育給付に係る支給認定の申請の手続きは、原則、認可保育所等の利用手続と同時にいきます。認可保育所等の申込みをしていない児童について、施設から認定証の提出を求められた場合は、チェックシートを除く保育所等利用調整申込書類一式(11号参照)を、保育支援課窓口へ速やかに提出してください(※3号認定の有効期間は、最長で3歳の誕生日の前々日までです。3号から2号への切り替えの際は、保育支援課にてお手続きが必要です。)。なお、府中市外に住民登録がある方は、お住まいの自治体にご確認ください。

4 認可外保育施設等利用者保育料助成金について

対象となる施設

東京都認証保育所及び東京都の認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が発行されており、かつ、所在する自治体から特定子ども・子育て支援施設等の確認を受けた認可外保育施設

※府中市内の施設は、33号(表4)及び(表5)の◇が付いている施設です。所在地が府中市外にある施設も対象となります。

※年度途中で対象施設が追加又は停止になる場合があります。最新の情報は、次のURL、又は二次元コードよりホームページでご確認ください。

東京都福祉局ホームページ（「指導監督基準を満たす旨の証明書一覧」で検索）

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/ninkagai-ichiran/ninkagai_list.html

ベビーホテル、事業所内保育施設、院内保育施設、その他施設一覧 >

指導監督基準を満たす旨の証明書交付施設一覧



対象者

助成対象月の初日に府中市に住民登録のある、上記対象施設の利用者(月の初日に、月120時間以上の利用契約をしている児童)

申請方法・申請時期

令和9年度は、申請書類を令和9年5月下旬頃に施設を経由してお渡しする予定です。年度途中から利用を開始される方は、施設又は保育支援課の窓口にて申請してください。申請が遅れると交付できない場合がありますので、ご注意ください。

助成金の額

助成金の上限額は、(表6)のとおり、クラス年齢及び保護者(世帯)の所得状況に応じて定めています。実際に納付した保育料(延長保育料を含む)の額が助成金の額を下回る場合は、当該保育料の額を上限とします。

0～2歳児クラスの食材料費は、助成の対象となりますが、3～5歳児クラスは対象外となり、自己負担となります。

助成金の上限額の決定は、令和9年度4月分から8月分までは令和7年中の所得状況、令和9年度9月分から3月分までは令和8年中の所得状況で、それぞれ行います。

助成金交付決定額は、3か月ごとに、施設を経由してお渡しする保育料助成金確認書及びご自宅に郵送する保育料助成金交付決定通知書にてご確認ください。

児童1人当たりの助成金の上限額(表6)

児童の年齢	保護者(世帯)の所得状況	児童1人当たりの助成金の上限額(月額)
0～2歳児クラス	市民税課税世帯	67,000 円
	市民税非課税世帯・生活保護世帯	25,000 円(※1)
3～5歳児クラス	全世帯	30,000 円(※2)

※1 無償化の認定を受けた児童(「3号認定児童」)の保護者については、保育料の補助の額は、無償化分(上限)45,700 円を含む 70,700 円となります。

※2 無償化の認定を受けた児童(「2号認定児童」)の保護者については、保育料の補助の額は、無償化分(上限)40,300 円を含む 70,300 円となります。

交付スケジュール

年4回に分けて、3か月ごとに指定口座に振り込みます。助成金の額は、交付月に保育支援課から保護者へ直接通知を郵送します。

区 分	交付時期(予定)
4～6月分	8月末
7～9月分	11月末
10～12月分	翌年2月末
翌年1～3月分	翌年5月中旬

5 企業主導型保育事業について

企業主導型保育事業施設一覧(表 7)

施設名	所在地	電話番号
府中さくら通り保育園 ◇	府中町 1-26-15β・桜通りビル1階	042-319-0308
カメラキッズ東府中園 ◇	若松町 1-7-6 サングレース東府中 1 階B室	042-319-8322
ゆめみ保育園 ◇	若松町 2-2-5 ルーブル壱番館 101	042-306-7366
カメラキッズ清水が丘園 ◇	清水が丘 3-24-3	042-306-5659
府中ひばりの森保育園 ◇	住吉町 5-7-6 三浦ビル	042-319-1343
菱華保育園 ◇	緑町 3-8-2 TOHOGREEN2・3階	042-361-2727

◇が付いている施設は、東京都の認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が発行されている認可外保育施設です(令和8年9月1日現在)。

子どものための教育・保育給付に係る支給認定証の交付

企業主導型保育事業施設の利用に当たっては、「子どものための教育・保育給付に係る支給認定証」(35 参照)が必要となる場合があります。認定申請の手続きは、原則、認可保育所等の利用手続きと同時に行います。認可保育所等の申込みをしていない児童について、施設から認定証の提出を求められた場合は、チェックシートを除く保育所等利用調整申込書類一式(115 参照)を、保育支援課窓口へ速やかに提出してください(※3号認定の有効期間は最長で3歳の誕生日の前々日までです。3号から2号への切り替えの際には、保育支援課にてお手続きが必要です。)。なお、府中市外に住民登録がある方は、お住まいの自治体にご確認ください。

幼児教育・保育の無償化

企業主導型保育事業施設は、幼児教育・保育の無償化の対象施設です。

0～2歳児クラスの児童(市民税非課税世帯に限る。)及び3歳児クラスから小学校入学前までの児童が対象となります。手続き等については、利用する施設に直接お問合せください。

認可外保育施設等利用者保育料助成金

対象となる施設

企業主導型保育事業施設であり、かつ、東京都の認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が発行されている認可外保育施設

※府中市内の施設は、(表 7)の◇が付いている施設です。所在地が府中市外にある施設も対象となります。

※年度途中で対象施設が追加又は停止になる場合があります。最新の情報は、次のホームページでご確認ください。

東京都福祉局ホームページ (「指導監督基準を満たす旨の証明書一覧」で検索)

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/ninkagai-ichiran/ninkagai_list.html

ベビーホテル、事業所内保育施設、院内保育施設、その他施設一覧>指導監督基準を満たす旨の証明書交付施設一覧



対象者

助成対象月の初日に府中市に住民登録のある、対象となる施設の利用者(月の初日に、月120時間以上の利用契約をしている児童)のうち、0～2歳児クラスの課税世帯

※0～2歳児クラスまでの非課税世帯の児童及び3歳児クラス以上の児童は、幼児教育・保育の無償化の対象者であるため、助成金の対象となりません。

申請方法・申請時期

令和9年度は、申請書類を令和9年5月下旬頃に施設を経由してお渡しする予定です。年度途中から利用を開始される方は、施設又は保育支援課の窓口にて申請してください。

助成金の額

0～2歳児クラスの児童(課税世帯)

児童1人当たりの助成金の額の上限(月額)	67,000 円
----------------------	----------

交付スケジュール

企業主導型保育事業以外の認可外保育施設と同時期となります。(35 参照)

6 一時預かり事業・定期利用保育事業について

一時預かり事業

保護者の出産・病気・就労・就学などのほか、リフレッシュなど、理由を問わず利用できます。
一時預かり事業に関する幼児教育・保育無償化の概要については、34頁をご確認ください。

定期利用保育事業

保護者が月に48時間以上の就労のため、月を単位として複数月にわたり、継続的に保育を必要としている場合に利用できます。利用料金は、各園により異なりますが、いずれも日額 2,200 円又は月額 44,000 円を上限としています。※延長保育など、別に費用がかかる場合があります。

0～2歳児クラスの課税世帯の児童については、月額 **42,000 円**まで助成があります。申込みは、利用する施設から書類を受け取り、お申込みください。その他の児童については、幼児教育・保育無償化の対象となりますので、34頁をご確認ください。

共通事項

保育の内容や料金、申込み等については、直接、各施設へお問合せください。原則として、一時預かり事業実施施設では、定期利用保育事業も実施しています。

一時預かり事業・定期利用保育事業を実施している施設一覧(表 8)

<認可保育所・私立幼稚園> ※詳細は、各施設までお問合せください。

施設名	年齢	施設名	年齢
府中愛児園	満3か月～5歳児クラスまで	分倍保育園	1歳児クラス～5歳児クラスまで ※定期利用保育事業は実施なし
晴見保育園	生後57日目～5歳児クラスまで	光明高倉保育園	満1歳～5歳児クラスまで
押立保育園	1・2歳児クラスのみ	そよかぜハーモニー保育園	1歳児クラスのみ
府中保育園	1歳児クラス～5歳児クラスまで	よつば保育園	満1歳～5歳児クラスまで ※定期利用保育事業は実施なし
にじのいろ保育園	0歳児クラス～5歳児クラスまで	第2キッズランド府中保育園	生後6か月目～2歳児クラスまで
山手保育園	生後6か月目～5歳児クラスまで	光明府中南保育園	満1歳～2歳児クラスまで
さくらんぼ保育園	満1歳～5歳児クラスまで ※定期利用保育事業は1歳児クラスまで	ラフ・クルー分倍河原保育園	生後57日目～5歳児クラスまで
押立第二保育園	3歳児クラス～5歳児クラスまで	ラフ・クルー分倍河原保育園分園	生後57日目～2歳児クラスまで
わらしこ保育園	1歳児クラス～5歳児クラスまで	トレジャーキッズぶばい保育園	満1歳～5歳児クラスまで
第2府中保育園	1歳児クラス～5歳児クラスまで ※3歳児クラス以上は応相談	まなびの森保育園府中	生後6か月目～5歳児クラスまで ※定期利用保育事業は実施なし
山手保育園清水が丘分園	生後6か月目～5歳児クラスまで	ソラスト府中保育園	生後6か月目～5歳児クラスまで
やまびこ保育園	生後6か月目～5歳児クラスまで	ヴィラまなびの森保育園住吉町	生後6か月目～5歳児クラスまで ※定期利用保育事業は実施なし
キッズランド府中保育園	生後6か月目～2歳児クラスまで	府中緑町・学びの保育園	1歳児クラスのみ
わらしこ第2保育園	生後57日目～5歳児クラスまで	北山幼稚園	満2歳～ ※一時預かり事業は実施なし
白系さくらんぼ保育園	満1歳～5歳児クラスまで		

<東京都認証保育所> ※一時預かりのみ

施設名	年齢	施設名	年齢
エーワン東府中駅前保育園	生後43日目～5歳児クラスまで	みのり保育園	生後57日目～5歳児クラスまで
田中保育所	生後57日目～5歳児クラスまで	ヒューマンアカデミー中河原保育園	生後57日目～5歳児クラスまで
府中エンゼルホーム	生後57日目～5歳児クラスまで	きなり保育園	生後57日目～5歳児クラスまで
リブリエンゼル府中	生後57日目～5歳児クラスまで	ポピンズナーサリースクール府中	生後57日目～5歳児クラスまで

<その他の保育施設> ※一時預かりのみ

施設名	年齢	施設名	年齢
府中ひばりの森保育園	生後57日目～5歳児クラスまで	菱華保育園	生後48日目～5歳児クラスまで

Ⅶ 市立保育所の再編について

1 市立保育所の再編（令和8年10月現在）

市では現在、多様化し、増加する保育・子育て支援ニーズや市立保育所の施設老朽化などの保育行政を取り巻く諸課題に対応するため、今後の保育行政のあり方に関する基本方針（平成26年1月策定）に基づき、『市立保育所における民間活力の積極的な活用』と『市立保育所の重点集約化』の2つの取組により、市立保育所の再編を進めています。

なお、次のスケジュールは予定であり、変更となる可能性がありますので、ご了承ください。新たな取組スケジュールのほか、計画その他の状況に変更が生じた場合は、市ホームページにおいて随時公表を行います。

下のURL、又は二次元コードからホームページをご確認ください。

URL <https://www.city.fuchu.tokyo.jp/kosodate/shussan/hoikujo/hoikusyo-saihen.html>



基幹保育所の6施設

①東、②北山、③住吉、④日吉、⑤本町、⑥三本木

上記の6つの市立保育所を地域子育て支援を行う拠点施設である基幹保育所として位置付けており、基幹保育所として必要な機能強化（施設改修、移転・建替え等）を行い、地域子育て支援センター「はぐ」を順次開設しています。

《進捗状況》

完了年度	状況	施設名称	備考
平成29年度	済	北山保育所・三本木保育所	平成29年10月より「はぐ」開設
令和元年度	済	東保育所・住吉保育所	令和2年4月より「はぐ」開設
令和8年度	済	日吉保育所	令和8年4月移転・「はぐ」開設
令和8年度	取組中	本町保育所（40号参照）	令和8年12月移転・「はぐ」開設
令和16年度	取組中	三本木保育所（41号参照）	令和13年4月仮園舎へ移転 令和16年4月新園舎へ移転※（41号※参照）

基幹保育所を除く9施設

①南、②北、③西、④中央、⑤朝日、⑥四谷、⑦八幡、⑧西府、⑨美好

□ 上記の9つの市立保育所は、統廃合等を行う施設として、直接移管方式又は定員枠調整方式により、取組を進めています。

□ 直接移管方式 … 市立保育所への民間活力導入におけるガイドラインに基づき、設置・運営事業者を府中市から民間事業者へ変更する手法（39号※1参照）

□ 定員枠調整方式 … 一定期間において定員を調整（定員減など）した後に、近隣の施設と統合する手法（統合後、当該施設は廃止・閉園）（39号※2参照）

《進捗状況》

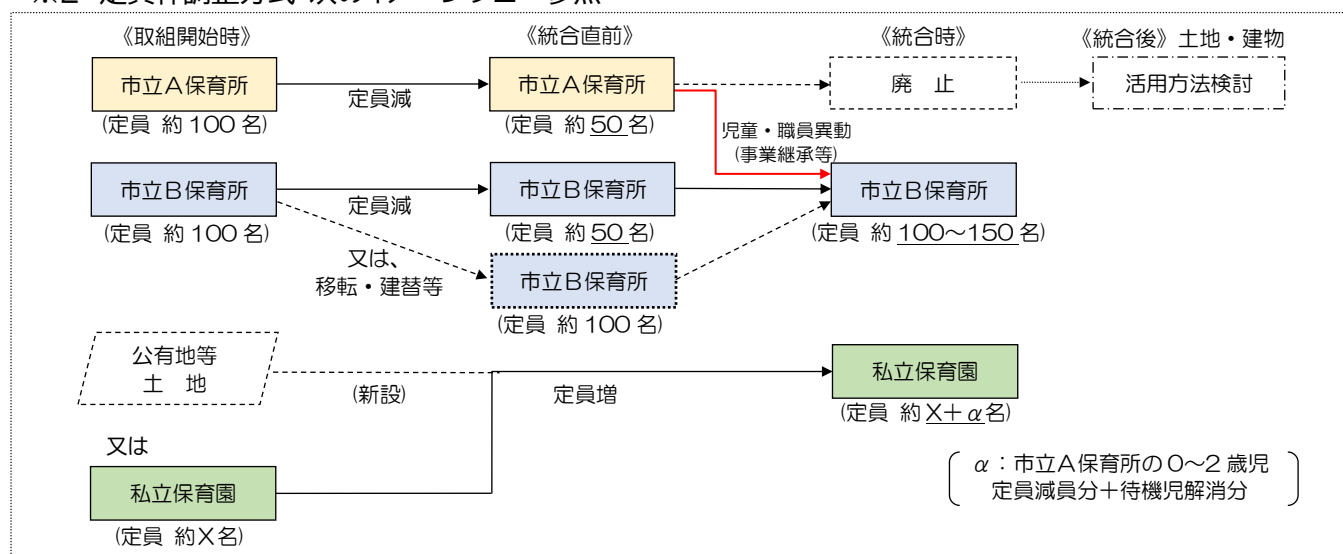
完了年度	状況	施設名称	手法	取組内容
平成30年度	済	南保育所	直接移管	平成30年4月から「光明府中南保育園」として、社会福祉法人多摩養育園による運営を開始
令和2年度	済	朝日保育所	定員枠調整	令和2年4月 ⇒東保育所へ統合、廃止
令和3年度	済	美好保育所	定員枠調整	令和3年4月⇒西保育所へ統合 令和3年4月～令和4年3月 改修工事（令和3年度は保育所休止）
令和4年度	済	西府保育所	—	令和4年4月 ⇒改修後の美好保育所へ移転、廃止
令和5年度	済	四谷保育所	定員枠調整	令和5年4月 ⇒住吉保育所へ統合、廃止
令和8年度	済	八幡保育所	定員枠調整	令和8年4月 ⇒日吉保育所へ統合、廃止
令和12年度	取組中	西保育所（⇒40号）	定員枠調整	令和12年4月 ⇒本町保育所へ統合、廃止

《今後の予定》				
完了年度	状況	施設名称	手法	取組内容
令和16年度	開始前	北保育所	定員枠調整	令和11年度から定員調整(新規受入抑制)開始予定 令和16年4月 三本木保育所へ統合、廃止
令和17年度	開始前	中央保育所	定員枠調整	令和12年度から定員調整(新規受入抑制)開始予定 令和17年4月 三本木保育所へ統合、廃止
令和17年度	開始前	美好保育所	定員枠調整	令和12年度から定員調整(新規受入抑制)開始予定 令和17年4月 本町保育所へ統合、廃止

採用手法について

※1 直接移管方式:他市における「民営化」の一般的な手法となります。この方式の詳細を定めた「市立保育所への民間活力導入におけるガイドライン」を現在、市のホームページで公表しています。

※2 定員枠調整方式:次のイメージフロー参照



よくある質問

Q.1 「重点集約化」の取組により、市立保育所はどのように機能強化を図るのでしょうか？

A.1 基幹保育所として位置付けた6つの市立保育所では、現状の保育機能に加え、地域における子育て拠点施設として、地域子育て支援センター「はぐ」を運営していきます。「はぐ」では、在宅の子育て家庭が気軽に利用できる常設の子育て専用室(ひろば室)を設け、地域における子育て支援の充実を図ります。

なお、本町保育所では、機能強化及び施設の老朽化対応に向けた移転・建替えを予定しています。

Q.2 定員枠調整方式により対象施設の定員数が減ることになりますが、その影響分の枠については、どのように確保していくのでしょうか？

A.2 定員枠調整方式による取組に当たっては、統合先と統合元の2つの保育所の定員が減少することとなりますが、人口が減少していく中で、各施設において欠員が顕在化するという課題も踏まえながら、保護者の働き方や子育ての在り方など、社会情勢や保育ニーズの変化を注視し、私立保育園等の定員拡大など、既存施設を活用し、必要となる定員枠を確保していきます。

Q.3 定員枠調整方式により統合する場合、移行先は、統合先施設に限定されるのでしょうか？

A.3 統合先の市立保育所へ移行していただくことになります。

Q.4 (定員枠調整方式により)閉園となった保育所は、どのように活用されるのでしょうか？

A.4 市が所有する保育所の建物や土地に関する廃止後の使途や取扱いについては、社会情勢や市民ニーズ等の状況を踏まえ、総合的に検討を進めることになります。

2 市立保育所の申込みに当たっての注意事項

市立保育所の再編に伴い、お申込みに当たっては、次の事項にご注意ください。
 なお、次のスケジュールは予定であり、変更となる可能性がありますので、ご了承ください。

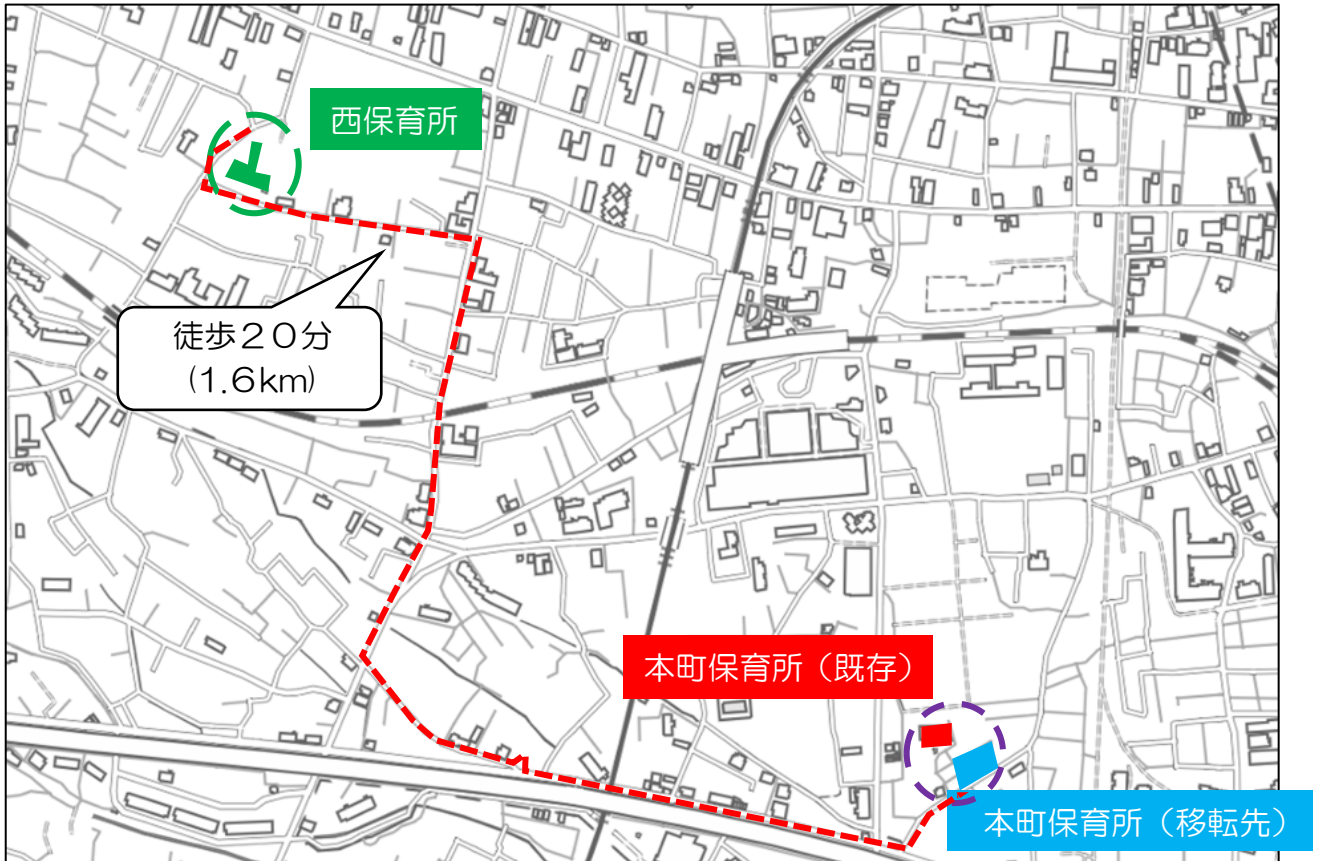
本町保育所

新築工事を行い、令和8年12月に移転します。
 ＊移転先:本町3丁目18番地の5（次の案内図参照）

西保育所

令和12年4月に、本町保育所に統合します。

本町保育所(既存)、西保育所、本町保育所(移転先)案内図



(国土地理院 地理院地図 Vector 白地図を加工して作成)

西保育所⇒本町保育所(統合イメージ) ※定員数は予定です（すくすく保育対象児童を含む）。

単位:人

区分	西保育所(定員数)							本町保育所(定員数)						
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
R9年度	3	8	8	20	22	23	84	3	10	10	25	27	28	103
R10年度	3	8	8	9	22	23	73	3	10	10	16	27	28	94
R11年度	3	5	8	9	10	23	58	3	5	10	17	17	28	80
R12年度	廃止〔本町保育所へ統合〕							3	10	12	25	27	28	105

今後の具体的な取組予定

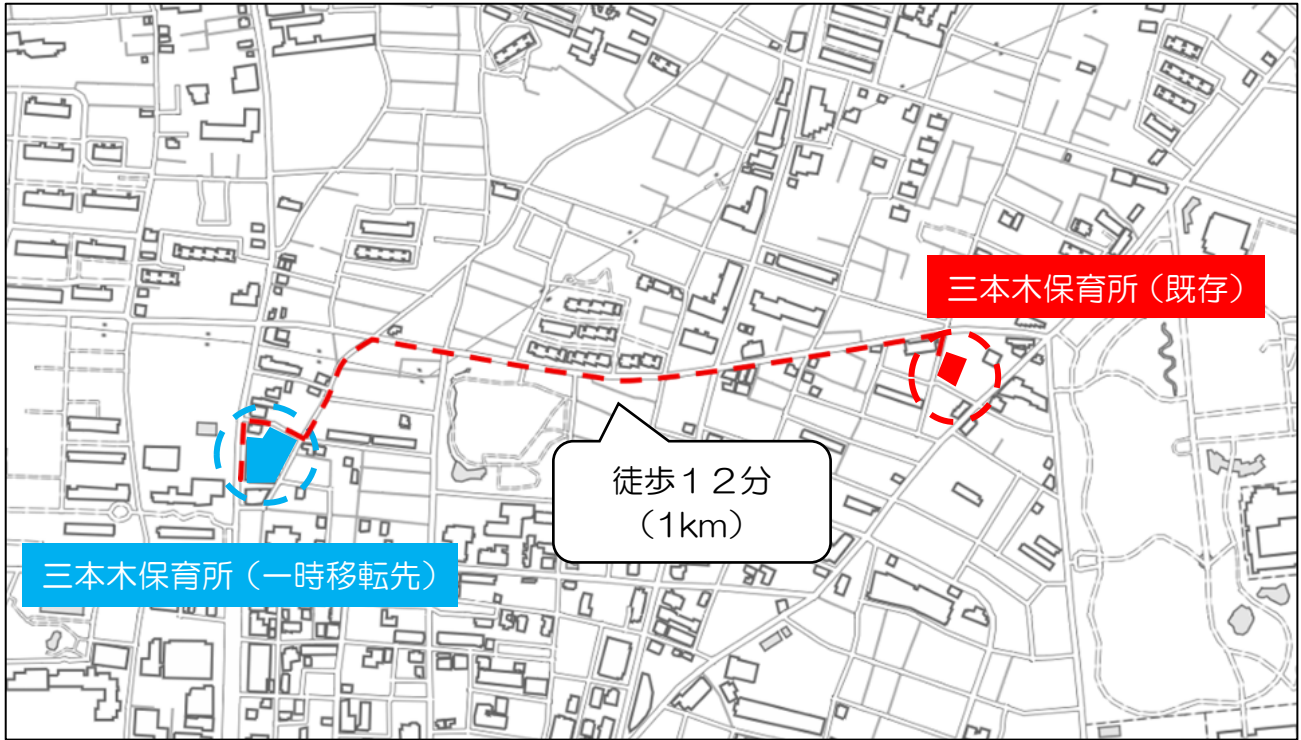
実施施設	今後の取組予定
本町保育所	令和5年度～8年11月 … 新園舎の設計・整備(基本設計・実施設計・建設工事) 令和8年度12月 … 移転 ～令和11年度 … 定員枠調整方式(39名※2参照)により「西保育所」及び「本町保育所」において定員調整(新規受入抑制) 令和12年度4月 … 「西保育所」と統合
西保育所	～令和11年度 … 定員枠調整方式(39名※2参照)により「西保育所」及び「本町保育所」において定員調整(新規受入抑制) 令和12年度4月 … 「本町保育所」へ統合及び「西保育所」の廃止

三本木保育所

市立教育センター跡地に仮園舎を建設し、令和13年4月に一時移転をします。
その後、現在の三本木保育所所在地に建設する新園舎で令和16年4月から運営を開始します。

＊一時移転先：府中町1丁目32番地(市立教育センター跡地)(次の案内図参照)

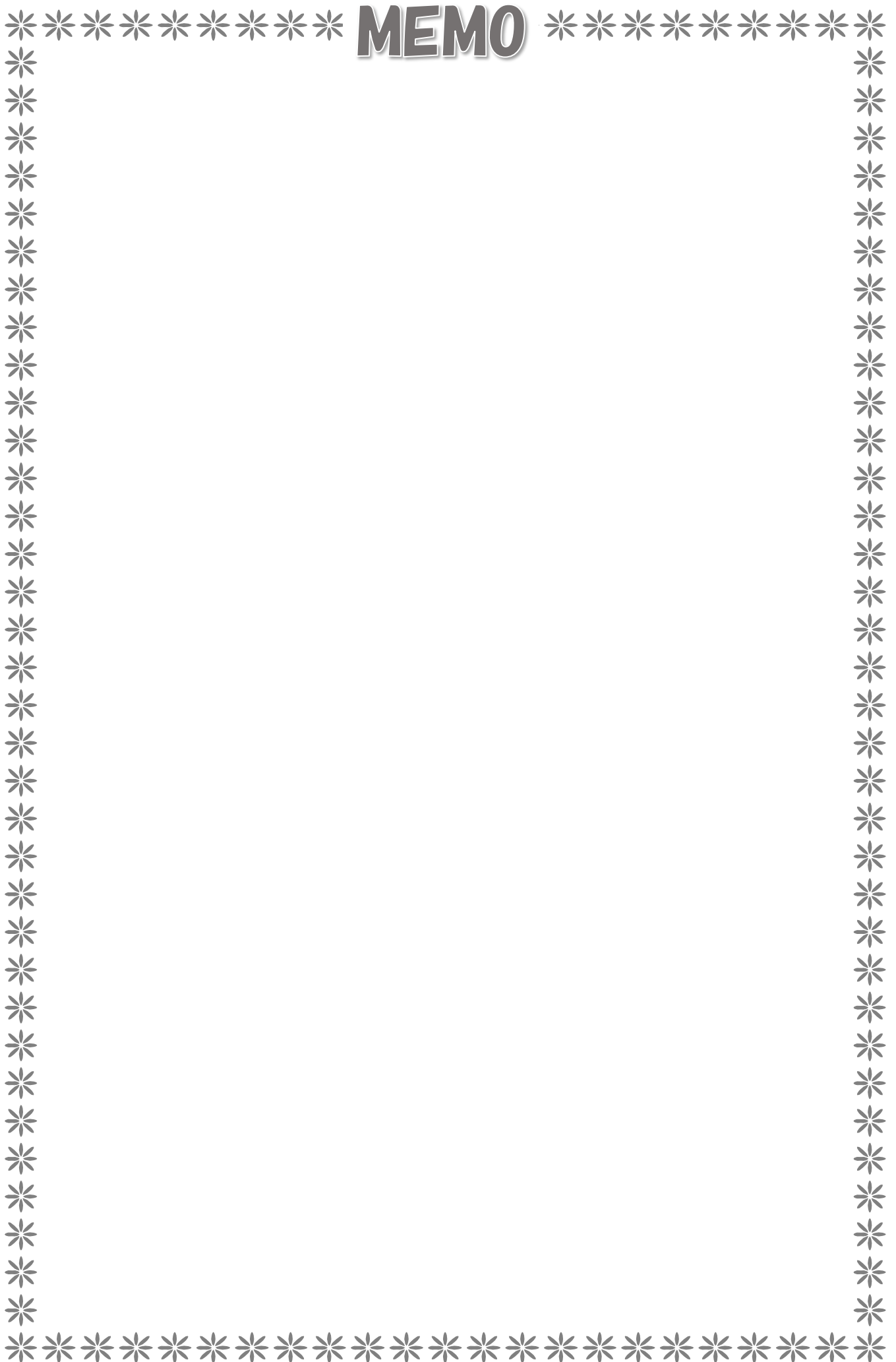
三本木保育所(既存、一時移転先(仮園舎))案内図



(国土地理院 地理院地図 Vector 白地図を加工して作成)

今後の具体的な取組予定

実施施設	今後の取組予定	
三 本 木 保 育 所	～令和12年度	… 仮園舎の設計・整備(設計・建設工事)
	令和13年4月	… 仮園舎へ移転
	～令和15年度	… 新園舎の設計・整備(基本設計・実施設計・建設工事)
	令和16年4月	… 新園舎へ移転



Ⅷ 保育所等施設情報

1 認可保育所

	施設名	所在地 ※1 電話番号	備考 ※2	クラス年齢別運用定員 ※3							延長保育時間 ※4
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
認可保育所（公立）	北 保 育 所◎	新町 1-64-1 042-363-9715	延長保育は満1歳から	3	13	24	24	25	25	114	18:00~20:00
	東 保 育 所	若松町 3-21-4 042-363-9716	延長保育は満1歳から	3	13	18	20	21	21	96	18:00~19:00
	西 保 育 所◎	美好町 3-23-2 042-362-8301	延長保育は満1歳から	3	8	8	19	20	20	78	18:00~19:00
	中央保育所◎	晴見町 2-7-17 042-363-9713	延長保育は満1歳から	6	12	18	24	25	25	110	18:00~20:00
	北山保育所	北山町 3-27-9 042-575-5771	延長保育は満1歳から	3	12	18	19	20	20	92	18:00~19:00
	住吉保育所	住吉町 2-30-47 042-366-1426	延長保育は満1歳から	6	18	28	28	29	29	138	18:00~20:00
	本町保育所 ※5	本町 3-19-3 042-366-6886	延長保育は満1歳から	3	10	10	24	25	25	97	18:00~19:00
	三本木保育所	府中町 3-23-1 042-365-6210	延長保育は満1歳から	6	20	24	24	28	28	130	18:00~19:00
	美好保育所◎	美好町 2-4 042-366-5441	延長保育は満1歳から	6	8	16	18	19	19	86	18:00~19:00
	日吉保育所	是政 1-10-14 042-363-9510	延長保育は満1歳から	3	12	14	23	23	23	98	18:00~19:00
認可保育所（私立）※施設名下段：運営法人	府中愛児園 福)やなぎ会 ※6※7	八幡町 3-18 042-361-2726	休日保育あり 延長保育は1歳児クラスから	15	65	66	70	70	70	356	18:00~22:00
	南分倍保育園 福)府中清心会	南町 2-41-39 042-361-9448	延長保育は満1歳から	6	15	18	22	22	22	105	18:00~19:00
	高安寺保育園 宗)高安寺	片町 2-4-1 042-364-7651	延長保育は満1歳から	10	20	24	38	41	41	174	18:00~19:00
	千春保育園 福)千春会	武蔵台 3-9-4 042-321-3388		9	17	30	36	35	35	162	18:00~19:00
	是政保育園 宗)西藏院 ※6	是政 3-6 042-361-7452		16	24	25	25	25	25	140	18:00~19:00
	晴見保育園 福)安立園	晴見町 1-13-5 042-368-0813	延長保育は満1歳から	9	14	15	15	16	15	84	18:00~19:00
	押立保育園 福)桜友会	押立町 1-27-1 042-369-0600	延長保育は満1歳から	9	21	22	26	26	26	130	18:00~19:00
	府中保育園 福)たけの子福祉会	分梅町 3-19 042-360-0222	1歳児クラスから	-	11	25	27	29	30	122	18:00~20:00
	にじのいろ保育園 福)若水会	是政 5-21-47 042-369-1595		9	15	16	16	16	16	88	18:00~20:00
	山手保育園 福)東京山手マリヤ会	白糸台 5-4-9 042-367-2104	2歳児クラスまで	9	15	16	-	-	-	40	18:00~19:00
	さくらんぼ保育園 福)紅葉の会 ※6	紅葉丘 1-28-1 042-366-2178		9	22	24	24	24	24	127	18:00~19:00

◎印は統廃合等を行う施設として、取組を進めていきます（38頁参照）。

※1 送迎のための駐車場は、原則としてありませんので、徒歩、自転車又は公共交通機関で送迎してください。

※2 延長保育の詳細は、各施設へお問合せください。

※3 定員は、変更する場合があります。

※4 延長保育時間は、変更する場合があります。

※5 新築工事をし、令和8年12月に移転します。（移転先：本町3丁目18番地の5）

※6 クラス年齢により、所在地が異なる場合があります。

※7 府中愛児園及び光明高倉保育園が実施している22時までの延長保育事業については、令和13年4月までに廃止し、廃止後の20時以降の保育については、トワイライトステイ事業に統合する予定です。

1時間の月極延長保育料 ()は1時間単位/回の料金						標準内延長保育料 ()は短時間認定者の1時間単位/回の料金					
0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
3,500 (500)	3,500 (500)	3,500 (500)	3,000 (400)	3,000 (400)	3,000 (400)	(500)	(500)	(500)	(400)	(400)	(400)
※ 公立保育所は、土曜日の延長保育を実施していません。											
—	8,000 (1,000)	8,000 (1,000)	7,000 (1,000)	7,000 (1,000)	7,000 (1,000)	—	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)
5,000 (900)	5,000 (900)	5,000 (900)	3,200 (600)	3,200 (600)	3,200 (600)	(900)	(900)	(900)	(600)	(600)	(600)
5,000 (1,000)	5,000 (1,000)	5,000 (1,000)	5,000 (1,000)	5,000 (1,000)	5,000 (1,000)	(500)	(500)	(500)	(500)	(500)	(500)
18:30 までは定額 3,500 円、以降 15 分単位で 300 円						朝は無料					
(1,200)	(1,200)	(1,200)	(1,200)	(1,200)	(1,200)	夕は 15 分単位で 300 円					
6,000 (1,000)	5,000 (1,000)	4,000 (1,000)	3,500 (1,000)	3,500 (1,000)	3,500 (1,000)	(600)	(600)	(600)	(600)	(600)	(600)
5,000 (500)	4,500 (450)	4,500 (450)	4,000 (400)	4,000 (400)	4,000 (400)	90 分 500 円	90 分 450 円		90 分 400 円		
5,000 (1,000)	5,000 (1,000)	4,000 (1,000)	3,500 (1,000)	3,500 (1,000)	3,500 (1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)
—	6,000 (1,000)	6,000 (1,000)	4,000 (800)	4,000 (800)	4,000 (800)	—	(600)	(600)	(600)	(600)	(600)
8,000 (500)	6,000 (500)	4,000 (300)	4,000 (300)	4,000 (300)	4,000 (300)	(500)	(500)	(300)	(300)	(300)	(300)
5,000 (900)	4,500 (900)	4,000 (900)	—	—	—	(900)	(900)	(900)	—	—	—
5,000 (600)	5,000 (600)	4,000 (500)	4,000 (500)	4,000 (500)	4,000 (500)	(600)	(600)	(500)	(500)	(500)	(500)

	施設名	所在地 ※1 電話番号	備考 ※2	クラス年齢別運用定員 ※3							延長保育時間 ※4
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
認可保育所(私立) ※施設名下段：運営法人	押立第二保育園 福)桜友会 ※5	押立町 2-15-3 042-369-8755		9	19	22	23	23	24	120	18:00~19:00
	わらしこ保育園 福)わらしこの会	若松町 4-27-6 042-369-2622		9	18	18	18	19	19	101	18:00~19:00
	第2府中保育園 福)たけの子福祉会	日新町 5-51-1 042-354-1666	延長保育は生後8か月から	9	15	20	22	22	22	110	18:00~19:00
	府中めぐみ保育園 福)造恵会	宮町 1-21-2-104 042-336-6620	2歳児クラスまで 延長保育は満1歳から	9	13	14	-	-	-	36	18:00~19:00
	キッズイト 武蔵保育園 特非)エイドセンター	若松町 4-9-12 042-369-8905		6	10	12	12	12	12	64	18:00~20:00
	山手保育園清水が丘分園 福)東京山手マリヤ会	清水が丘 2-41-2 042-352-7273	2歳児クラスまで	6	12	12	-	-	-	30	18:00~19:00
	やまびこ保育園 福)やまびこの会	多磨町 2-56 042-362-2402		6	10	10	10	12	12	60	18:01~20:00
	キッズランド府中保育園 株)ケイ・コネクト	住吉町 2-1-1 042-368-8885		6	8	10	10	10	10	54	18:00~19:00
	府中保育園分園 福)たけの子福祉会	西府町 1-60-1 042-319-9913	1歳児まで。2歳児以降は府中保育園へ 延長保育は満1歳から府中保育園にて	12	13	-	-	-	-	25	18:00~20:00
	キッズルームこっこ保育園 特非)しいのみ会	清水が丘 3-21-25 042-365-5466		4	10	10	16	15	15	70	18:00~20:00
	府中中河原雲母保育園 株)モト・プランニング・ジャパン	住吉町 2-9-2 042-318-8600		6	10	11	11	11	11	60	18:00~20:00
	めぐみ第二保育園 福)造恵会	新町 1-64-3 042-368-5582	延長保育は満1歳から	9	10	16	18	18	18	89	18:00~19:00
	まなびの森保育園西府 株)こどもの森	本宿町 1-46-7 042-366-3021	1歳児クラスから	-	14	12	14	14	14	68	18:00~20:00
	わらしこ第2保育園 福)わらしこの会	紅葉丘 1-1-2 042-354-2622		6	18	19	19	19	19	100	18:00~19:00
	山手こひつじ保育園 福)東京山手マリヤ会	白糸台 4-13-8 042-314-0840		6	11	12	22	22	22	95	18:00~19:00
	白糸さくらんぼ保育園 福)紅葉の会	白糸台 3-36-2 042-367-4610		6	15	18	20	20	20	99	18:00~20:00
	分倍保育園 福)府中清心会	美好町 2-32-7 042-306-6996	延長保育は満1歳から	6	20	24	30	32	32	144	18:00~20:00
	光明高倉保育園 福)多摩養育園 ※6	分梅町 1-31 042-330-2005	休日保育あり 延長保育は満1歳から	9	22	24	30	30	30	145	18:00~22:00
	まなびの森保育園中河原 株)こどもの森	住吉町 4-45-3 042-360-8585	延長保育は生後7か月から	6	17	17	17	17	17	91	18:00~20:00
	明桜保育園 福)明王会	四谷 2-31-1 042-306-5664	延長保育は満1歳から	6	17	19	19	19	19	99	18:00~19:00
	そよかぜハーモニー保育園 福)やまぶき会	緑町 3-11-5 芳文社府中ビル2階 042-306-9144	延長保育は満1歳から	3	10	10	10	10	10	53	18:00~19:00
	よつば保育園 福)ゆたか会	緑町 2-31-8 042-370-1148	延長保育は満1歳から	9	15	18	20	20	20	102	18:00~19:00
	第2キッズランド府中保育園 株)ケイ・コネクト	寿町 2-4-42 コープ府中寿町店 3階 042-306-7557		6	10	12	14	14	14	70	18:00~19:00
	光明府中南保育園 福)多摩養育園	本町 2-29-11 042-363-9714	2歳児クラスまで 延長保育は満1歳から	9	29	29	-	-	-	67	18:00~19:00
	アスク府中本町保育園 株)日本保育サービス	本町 2-35-4 042-330-7471	延長保育は満1歳から	6	14	14	16	16	16	82	18:01~19:00
	太陽の子清水が丘三丁目保育園 HITOWA キッズライフ(株)	清水が丘 3-23-13 042-352-2061	延長保育は満1歳から (離乳食期間終了後から)	3	9	10	12	13	13	60	18:00~20:00

※1 送迎のための駐車場は、原則としてありませんので、徒歩、自転車又は公共交通機関で送迎してください。

※2 延長保育の詳細は、各施設へお問合せください。

※3 ※4 定員や延長保育時間は、変更する場合があります。

※5 クラス年齢により、所在地が異なる場合があります。

※6 府中愛児園及び光明高倉保育園が実施している22時までの延長保育事業については、令和13年4月までに廃止し、廃止後の20時以降の保育については、トワイライトステイ事業に統合する予定です。

1時間の月極延長保育料 ()は1時間単位/回の料金						標準内延長保育料 ()は短時間認定者の1時間単位/回の料金					
0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
5,000 (1,000)	5,000 (1,000)	4,000 (1,000)	3,500 (1,000)	3,500 (1,000)	3,500 (1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)
6,000 (500)	4,500 (400)	4,500 (400)	4,500 (400)	4,000 (350)	4,000 (350)	(500)	(400)	(400)	(400)	(350)	(350)
6,000 (800)	5,000 (800)	5,000 (800)	4,000 (800)	4,000 (800)	4,000 (800)	(600)	(600)	(600)	(600)	(600)	(600)
7,000 (800)	7,000 (800)	5,000 (800)	—	—	—	(800)	(800)	(800)	—	—	—
8,200 (620)	6,200 (620)	6,200 (620)	4,100 (620)	4,100 (620)	4,100 (620)	(620)	(620)	(620)	(620)	(620)	(620)
5,000 (900)	4,500 (900)	4,000 (900)	—	—	—	(900)	(900)	(900)	—	—	—
8,000 (1,200)	8,000 (1,200)	8,000 (1,200)	6,000 (1,200)	6,000 (1,200)	6,000 (1,200)	(1,200)	(1,200)	(1,200)	(1,200)	(1,200)	(1,200)
6,000 (1,000)	5,000 (1,000)	5,000 (1,000)	4,000 (1,000)	4,000 (1,000)	4,000 (1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)
7,000 (1,000)	6,000 (1,000)	—	—	—	—	(600)	(600)	—	—	—	—
5,000 (500)	5,000 (500)	5,000 (500)	4,000 (400)	4,000 (400)	4,000 (400)	(500)	(500)	(500)	(400)	(400)	(400)
8,000 (940)	6,000 (940)	6,000 (940)	5,000 (940)	5,000 (940)	5,000 (940)	(940)	(940)	(940)	(940)	(940)	(940)
3,500 (500)	3,500 (500)	3,500 (500)	3,000 (400)	3,000 (400)	3,000 (400)	(500)	(500)	(500)	(400)	(400)	(400)
—	5,000 (600)	5,000 (600)	4,000 (600)	4,000 (600)	4,000 (600)	—	(600)	(600)	(600)	(600)	(600)
6,000 (500)	4,500 (400)	4,500 (400)	4,500 (400)	4,000 (350)	4,000 (350)	(500)	(400)	(400)	(400)	(350)	(350)
5,000 (900)	4,500 (900)	4,000 (900)	4,000 (900)	4,000 (900)	4,000 (900)	(900)	(900)	(900)	(900)	(900)	(900)
6,000 (600)	6,000 (600)	5,000 (500)	5,000 (500)	5,000 (500)	5,000 (500)	(600)	(600)	(500)	(500)	(500)	(500)
5,000 (900)	5,000 (900)	5,000 (900)	3,200 (600)	3,200 (600)	3,200 (600)	(900)	(900)	(900)	(600)	(600)	(600)
3,500 (500)	3,500 (500)	3,500 (500)	3,000 (400)	3,000 (400)	3,000 (400)	(500)	(500)	(500)	(400)	(400)	(400)
6,000 (600)	5,000 (600)	5,000 (600)	4,000 (600)	4,000 (600)	4,000 (600)	(600)	(600)	(600)	(600)	(600)	(600)
6,000 (900)	5,000 (900)	5,000 (900)	4,000 (900)	4,000 (900)	4,000 (900)	(900)	(900)	(900)	(900)	(900)	(900)
5,000 (500)	5,000 (500)	5,000 (500)	4,000 (500)	4,000 (500)	4,000 (500)	(500)	(500)	(500)	(500)	(500)	(500)
5,000 (1,000)	5,000 (1,000)	4,000 (800)	4,000 (800)	4,000 (800)	4,000 (800)	(1,000)	(1,000)	(800)	(800)	(800)	(800)
6,000 (1,000)	5,000 (1,000)	5,000 (1,000)	4,000 (1,000)	4,000 (1,000)	4,000 (1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)
3,500 (500)	3,500 (500)	3,500 (500)	—	—	—	(500)	(500)	(500)	—	—	—
4,000 (500)	4,000 (500)	4,000 (500)	4,000 (500)	4,000 (500)	4,000 (500)	(500)	(500)	(500)	(500)	(500)	(500)
6,000 (800)	5,000 (800)	5,000 (800)	4,000 (800)	4,000 (800)	4,000 (800)	(800)	(800)	(800)	(800)	(800)	(800)

	施設名	所在地 ※1 電話番号	備考 ※2	クラス年齢別運用定員 ※3							延長保育時間 ※4
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
認可保育所(私立)	ラフ・クルー分倍河原保育園 (株)コミュニティハウス	美好町 3-22-2 グレイスコンチェルト1階 042-370-1386		3	9	9	18	17	17	73	18:00~20:00
	ラフ・クルー分倍河原保育園分園 (株)コミュニティハウス	美好町 3-4-1 芝罘ビル 1 階 042-319-9305	2歳児まで。3歳児以降は ラフ・クルー分倍河原保育園へ	3	9	8	-	-	-	20	18:00~20:00
	このめ保育園 福)ゆたか会	宮町 1-33-40 042-306-7588	延長保育は満1歳から	6	12	12	15	15	15	75	18:00~19:00
	アスク府中片町保育園 (株)日本保育サービス	片町 3-3-28 042-314-0721	延長保育は満1歳から	6	14	14	16	16	16	82	18:01~19:00
	ふちしらコスモ保育園 (株)コスモズ	白糸台 3-44-23 042-352-7878	延長保育は満1歳から	6	20	21	23	23	23	116	18:00~20:00
	トレジャーキッズがばい保育園 (株)セリオ	美好町 3-11-19 042-306-5118		4	11	12	12	12	12	63	18:00~19:00
	まなびの森保育園東府中 (株)こどもの森	若松町 1-5-19 042-370-1524		6	15	15	15	15	15	81	18:00~20:00
	まなびの森保育園府中 (株)プチ・ナーサリー	府中町 2-9-1 2 階 042-306-7170		6	20	22	24	24	24	120	18:00~20:00
	ソラスト府中保育園 (株)ソラスト・キッズ・ネクスト ※5	小柳町 2-11-2 TENS BUILDING.3階 042-306-6224		9	20	21	22	22	22	116	18:00~20:00
	ヴィラまなびの森保育園住吉町 (株)こどもの森	住吉町 3-65-47 042-319-0180		3	15	14	16	16	16	80	18:00~20:00
	府中緑町・学びの保育園 福)育木会	緑町 1-6-3 042-319-2220		3	11	12	16	16	16	74	18:00~19:00

※1 送迎のための駐車場は、原則としてありませんので、徒歩、自転車又は公共交通機関で送迎してください。

※2 延長保育の詳細は、各施設へお問合せください。

※3 定員は、変更する場合があります。

※4 延長保育時間は、変更する場合があります。

※5 クラス年齢により、所在地が異なる場合があります。

2 地域型保育事業

保護者の就労等により保育が必要な3歳未満の児童を対象に保育を行います。

なお、2歳児クラス修了後には、連携施設の3歳児クラスに繰り上がります。

家庭的保育事業・小規模保育事業

施設名 運営法人	所在地 電話番号	事業種別	クラス年齢別運用定員				保育時間	延長保育時間	連携施設
			0歳	1歳	2歳	合計			
保育ルーム ひよこっちはちまん 特非)しいのみ会	八幡町 1-17-1 042-319-1424	家庭的保育事業	1	2	2	5	8:30~16:30 (保育短時間のみ)	8:00~8:30 16:30~18:00	キッズルーム こっこ保育園
保育ルーム ひよこっかわかまつ 特非)しいのみ会	若松町 4-10-11 042-319-0474	小規模保育事業(B型)	2	4	4	10	8:30~16:30 (保育短時間のみ)	8:00~8:30 16:30~18:00	キッズルーム こっこ保育園

※保育ルームひよこっちはちまん及び保育ルームひよこっかわかまつの延長保育料金は、1回につき、30分当たり250円、1日30分利用する場合の月極料金は、2,500 円となります。

1時間の月極延長保育料 ()は1時間単位/回の料金						標準内延長保育料 ()は短時間認定者の1時間単位/回の料金					
0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
7,000 (1,000)	6,000 (1,000)	6,000 (1,000)	4,000 (400)	4,000 (400)	4,000 (400)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(400)	(400)	(400)
7,000 (1,000)	6,000 (1,000)	6,000 (1,000)	—	—	—	(1,000)	(1,000)	(1,000)	—	—	—
5,000 (1,000)	5,000 (1,000)	4,000 (800)	4,000 (800)	4,000 (800)	4,000 (800)	(1,000)	(1,000)	(800)	(800)	(800)	(800)
4,000 (500)	4,000 (500)	4,000 (500)	4,000 (500)	4,000 (500)	4,000 (500)	(500)	(500)	(500)	(500)	(500)	(500)
2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	15分 200円					
(15分 300円)											
6,000 (1,000)	6,000 (1,000)	6,000 (1,000)	4,000 (650)	4,000 (650)	4,000 (650)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(650)	(650)	(650)
6,000 (400)	5,000 (400)	5,000 (400)	4,000 (400)	4,000 (400)	4,000 (400)	(400)	(400)	(400)	(400)	(400)	(400)
6,000 (400)	5,000 (400)	5,000 (400)	4,000 (400)	4,000 (400)	4,000 (400)	(400)	(400)	(400)	(400)	(400)	(400)
4,000 (400)	4,000 (400)	4,000 (400)	4,000 (400)	4,000 (400)	4,000 (400)	(400)	(400)	(400)	(400)	(400)	(400)
6,000 (400)	5,000 (400)	5,000 (400)	4,000 (400)	4,000 (400)	4,000 (400)	(400)	(400)	(400)	(400)	(400)	(400)
6,000 (1000)	5,000 (1000)	5,000 (1000)	4,000 (1000)	4,000 (1000)	4,000 (1000)	(1000)	(1000)	(1000)	(1000)	(1000)	(1000)

事業所内保育事業

施設名 運営法人	所在地 電話番号	定員(上段:地域枠 下段:総定員)				保育時間	延長保育時間	連携施設
		0歳	1歳	2歳	合計			
ねぎし保育園 医社)根岸病院	武蔵台 2-8-55 042-572-4167	5	6	6	17	保育標準時間認定者 7:00~18:00 保育短時間認定者 8:30~16:30	18:00~19:00	千春保育園
		(30)						

※事業所内保育事業は、会社等の事業所が主体となって、その事業所の従業員の児童を対象に行う保育事業です。従業員の児童(従業員枠)とその地域で保育が必要な児童(地域枠)と一緒に保育します。

※延長保育料について

- ・ 保育標準時間認定を受け、18:00~19:00 に利用する場合は、1回につき、1時間当たり 500 円
(1日1時間利用する場合の1か月の月極料金は、5,000 円)
- ・ 保育短時間認定を受け、7:00~8:30・16:30~18:00 を利用する場合は、1回につき、1時間当たり 500 円

Ⅷ よくあるご質問 (Q&A)

1 申込みについて

No.1	Q 市の窓口を通して入所申込みができる保育所等はどこですか。	A 市の窓口で申込みいただける保育施設は、認可保育所及び地域型保育事業(以下、認可保育所等といいます。)となります。認可外保育施設等は、各施設に直接申込みをしてください。	
No.2	Q 認可保育所等の申込み方法は、市の窓口での受付のみですか。	A 窓口受付に加えて、郵送受付及びオンライン申請が可能です(5～6頁参照)。 なお、メールやFAXでの申込みは、受け付けておりません。	
No.3	Q 現在仕事をしていませんが、申込みは可能ですか。	A 入所後に仕事を探す予定の方は、求職活動要件で申込み可能です。入所後は、認定証の有効期間内に月48時間以上の契約で就労を開始していただく必要があります。 また、育児休業を取得している方は、同じ就労先に復職することを条件に、就労要件で申込み可能です。なお、復職せず退職する予定の場合は、求職活動要件で申込みをしてください。 入所後に就労の意思がなく、その他就学・傷病等の要件にも該当しない方は、認可保育所等の申込みはできません(3頁参照)。なお、認可外保育施設や幼稚園であれば、要件にかかわらず、申込みができます。	
No.4	Q 出産後すぐに認可保育所等に児童を預けて復職したいのですが、出産前でも申込みは可能ですか。	A 入所希望月の1日において、出産後8週経過していないと入所できません(9頁及び14頁参照)。 4月入所申込みのみ、令和9年2月3日(水)までに出産予定であることが確認できれば、出産前でも申込み可能です。	
No.5	Q 就労証明書・診断書等の申込みに必要な書類は、どこで受け取れますか。また、データはもらえますか。	A 認可保育所等の申込みの必要書類は、保育支援課の窓口、市内の認可保育所及び地域型保育事業でお渡ししております。 なお、各文化センター等では、お渡ししていません。 また、市のホームページにも掲載しておりますので、右の二次元コードからもダウンロードできます。 	
No.6	Q 申込みに必要な書類は、全て自分で記入ができますか。	A 保護者の方がご自身で記入できる書類とできない書類は、次のとおりとなります。ただし、状況により、この他にも書類を提出いただく場合があります(11～14頁参照)。 ※保護者の方にご記入いただけない書類は、就労(就学)先・医療機関・保育施設が証明する書類です。無断で作成し、又は改変を行ったときは、刑法上の罪に問われる場合があります。	
		自分で記入できる書類	認定申請書兼保育所等利用調整申込書、児童票、チェックシート、就労証明書(自営の場合のみ)、求職活動誓約書、介護状況届出書、ひとり親家庭状況申告書、年間収入申告書及び転入に関する誓約書
		自分で記入できない書類	就労証明書(自営の場合は除く。)、在学証明書、診断書、保育受託証明書及び復職(復学)証明書
No.7	Q 早く申込みをした方が有利ですか。	A 選考は申込み順にかかわらず、締切日までに申込みのあった方の中で、保育の必要性に応じて指数を判断し、総合点の高い世帯から内定が出ます。	
No.8	Q 認可保育所等の空き情報は、教えていただけますか。	A 令和9年4月入所の空き情報は、1次募集は令和8年10月1日(木)に、2次募集は令和9年2月3日(水)に、それぞれ市のホームページ、市内の認可保育所等及び保育支援課の窓口で公表します。 また、年度途中の空き情報は、入所希望月の前月3日前後に公表します。	
No.9	Q 入所したい認可保育所等の受入予定人数が0人ですが、入所申込みできますか。	A 可能です。受入予定人数の公表後に、退所等で空きが生じた場合に利用調整を行います。申込み時に記入していない保育所等は選考の対象となりませんので、入所したい認可保育所等がある場合には、空きの有無にかかわらず、記入することをおすすめします。	

No.10	Q 入りやすそうな認可保育所等を第一希望にした方が良いですか。希望認可保育所等を1か所だけにしたり、最大数(10か所)書いたりすると入りやすくなりますか。	A 希望認可保育所等は、入所希望が高い順番にご記入ください。選考上入所内定となる認可保育所等が複数ある場合、1番希望の高い園にのみ内定がです。 また、希望認可保育所等が多ければ、その分多くの選考に参加できるため入所しやすくなりますが、加点等で他の方と比べて有利になることはありません。逆に、希望園を1か所だけにしたことによって優先的にその園に内定することはありません。
No.11	Q 認可保育所等の入所申込みは、毎月する必要があるですか。	A 入所希望月初月以降、同年度内の申込継続を希望する場合は、チェックシート項目13に☑をすることで、同年度内の最終となる令和10年2月入所の選考まで継続できます(3月は選考を実施していません。) ただし、保育支給認定証に記載のある認定期間終了日が卒園日(又は児童の満3歳の誕生日の前々日)以外で、令和10年1月末よりも前に定められている場合は、認定終了月まで選考対象となります(10頁参照)。
No.12	Q 認可保育所等を転所することはできますか。 また、転所内定後に元の園に通い続けなくなった場合は、辞退すればそのまま通園できますか。	A 転所申込みは可能です。最短で入所月翌月(4月1次内定の場合は4月2次)から申込みをすることができます。各月の申込締切日まで必要書類を保育支援課にご提出ください。原則、入所時と同様に全ての申込書類の提出が必要となります。 また、転所が決まった場合は、元の在籍園にはすぐに次の児童をご案内するため、辞退をしても元の園に通園することはできませんので、十分にご注意ください。
No.13	Q 認可保育所等に入所できなかった場合、他に選択肢はありますか。	A 4月入所のみ、待機となっている方を対象に、空きがある園の入所あっせんを行います。希望する場合は、手続きが必要です。(8頁参照)また、毎月公表される受入予定人数表を見て、空きのある園を希望園に追加していただくことも可能です。 認可保育所等以外の保育施設としては、認証保育所や企業主導型保育事業、幼稚園、一時預かり・定期利用保育事業などがありますので、各施設に直接問い合わせ及び申込みをしてください。 なお、認可保育所等を申込み中で、入所でできていない待機児童については、東京都ベビーシッター利用支援事業の対象となります。当該事業による助成を受ける場合は、保育支援課で手続きが必要です。お問合せください。 より具体的に相談したい場合は、保育支援課に保育コンシェルジュという相談担当の職員が在籍しておりますので、お気軽にお問合せください。
No.14	Q 現在はフルタイムの契約で就労していますが、今後は契約上の就労時間を減らす予定です。指数はどのようになりますか。	A 入所日時時点で契約上の就労時間を減らす場合は、チェックシート項目4・イに、変更後の就労時間及び就労日数をご記入ください。ご記入いただいた変更後の内容で、指数を付けさせていただきます。
No.15	Q 認可保育所等の申込みを取下げることができますか。	A 可能です。取下げを希望する月の前月の10日(土日祝日の場合は直前の平日。ただし、4月1次入所申込みの場合は令和8年12月28日(月))までに「利用調整申込取下届兼保育所等入所辞退届」をご提出ください。
No.16	Q 選考の結果通知は毎月郵送されますか。	A 結果通知は、申込みをした最初の月のみ、入所希望月前月の20日頃に郵送します。 なお、翌月以降の選考結果は、内定が出た場合のみ、内定先の認可保育所等から電話等でご連絡します。保育支援課で確認したい場合は、20日以降に本人確認書類を持参の上、窓口にお越しください。なお、個人情報の保護のため、電話での回答はしていません。 認可保育所等の入所申込みを行い、待機となっている月に対して、認可保育所等に入所できなかったことを証明する証明書(府中市では「施設利用保留証明書」といいます。)が必要な場合は、年度途中は入所希望月の前月25日(土日祝日の場合は直後の平日)以降に窓口で発行が可能です。また、4月入所は日程が異なりますので、ご注意ください(7～8頁参照)。

2 育休中の申込みについて

No.17	Q 育児休業を取得中です。入所したら、育児休業を取得している職場に復職は必須ですか。 また、復職せず、転職することはできますか。	A 育児休業を取得している方の申込みの注意事項は次のとおりです。 ① 復職について 就労要件で申込み場合は復職が必須です。 育児休業中の申込みは、入所月の翌月1日までに、申込み時と同じ就労先に同等以上の就労契約で復職することが条件となります。復職しなかった場合は、原則として退所となります。復職後は、復職証明書の提出が必要です。 ② 派遣社員の方の場合 派遣社員の方の場合、申込み時と同じ派遣元に復職する必要があります。派遣元が変わらなければ、派遣先が変わっても復職に該当します。 ③ 転職について 申込み時と同じ職場に復職せずに転職した場合は、内定取消し又は退所となります。なお、次の2点の場合は転職可能です。 ・申込後に申込み時と同じ就労先に復職した後、申込み時と同等以上の契約で、入所月の1日までに就労開始する。 ・入所後に一度、申込み時と同じ就労先に復職した後、退職日から2か月以内に、申込み時と同等以上の契約で就労開始する。 ※どちらの場合でも、育休を取得していた就労先の復職証明書と転職後の就労先の就労証明書の提出が必要です。提出できない場合は、内定取消し又は退所となります。
No.18	Q 会社より育児休業延長のために認可保育所等に入っていないことの証明が必要と言われました。申込みは必要ですか。	A 証明が必要な月を入所希望月とした申込みが必要です。年度途中申込みであれば、入所希望月の前月10日(土日祝日の場合は直前平日)までに行ってください。 申込書の裏面の「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」に☑していただくと、選考において不利な扱いとなる場合があります。 また、チェックシート項目14に☑すると、申込月のみの選考となり、翌月以降は申込みが取下げとなります。 認可保育所等に入所できなかったことの証明書は、「施設利用保留証明書」という名称で発行しています。入所希望月前月の25日以降の平日に発行可能となりますので、必要な方は保護者の本人確認書類を持参の上、保育支援課の窓口にお越しください。発行申請をしていただいた日に、即日お渡しが可能です。
No.19	Q 育児休業延長及び育児休業給付金の申請に必要な書類を教えてください。	A 育児休業延長、育児休業給付金の支給対象期間延長の手続きに関してのお問合せには、市ではお答えできません。 お勤めの会社又は管轄の公共職業安定所(ハローワーク)へお問合せください。 なお、手続きの際には、保育所等の入所申込書類が必要となる可能性がありますので、写しを取っておいてください。

3 入所後について

No.20	Q 保育料はいくらですか。公立と私立で違いはありますか。	A 認可保育所等の保育料(利用者負担額)は、公立・私立共に、全世帯無料となります(30㌔参照)。(公立と私立で違いはありません。) なお、延長保育料は、認可保育所等ごとに設定が異なります。3歳児クラス以上は、保育料はかかりませんが、副食費はお支払いいただきます。副食費は、月額4,500円～6,000円を目安に施設が定めています。
No.21	Q 入所後、妊娠が分かり、産休・育休を取得予定です。入所中の児童は退所になりますか。	A 出産予定の児童が満1歳となってから迎える最初の4月末日までは、育児休業を取得したまま入所している上の児童は在籍できます。ただし、上述の期日時点で、上の児童が3歳児クラス以上の場合は、卒園まで在園可能です。(父母同時に出産予定の児童の育児休業を取得することも可能です。) 妊娠が分かり次第、母子健康手帳の写し(府中市の場合は1㌔及び4㌔)をお通りの認可保育所等又は保育支援課の窓口にご提出ください。 出産後、育児休業を取得される場合は、育児休業期間の記載のある就労証明書、又は育児休業期間が分かる会社発行の書類をお通りの保育所等又は保育支援課の窓口にご提出ください。また、復職後は復職証明書のご提出をお願いします。
No.22	Q 預かり時間を保育標準時間から保育短時間に変更したいです。どのような手続が必要ですか。	A 変更したい月の前月10日(土日祝日の場合は直前の平日)までに、お通りの保育所又は保育支援課窓口へ「状況変更届」をご提出ください。(27㌔参照) なお、保育標準時間の認定には、就労時間の条件がありますので、保育短時間から保育標準時間へ変更したい場合には、ご注意ください(3㌔参照)。